

無国籍に関するガイドライン第 5 号：

無国籍の削減に関する 1961 年の条約第 5 ないし第 9 条に基づく国籍の喪失及び剥奪

国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）

2020 年 5 月

国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）は、その任務として委ねられた、無国籍に対応する責任に従って本ガイドラインを発行する。これらの責任は当初、UNHCR 事務所規程第 6 条 A(II)及び難民の地位に関する難民条約第 1 条(A)(2)に定められた難民である無国籍者に限定されていた。無国籍の削減に関する 1961 年の条約第 11 条及び第 20 条で予見されている職務を遂行するため、1974 年の国連総会決議 3274(XXIX)及び 1976 年の同 31/36 により UNHCR の任務は拡大され、同条約に定められた者についても対象とすることとされた。UNHCR は、UNHCR 執行委員会結論第 78 号によって無国籍者全般についての責任を委ねられ、同結論は 1995 年の国連総会決議 50/152 によって支持された。国連総会はその後、2006 年の決議 61/137 において、UNHCR が責任を負うべき 4 つの広範な分野（無国籍の特定、防止及び削減並びに無国籍者の保護）について定めた執行委員会結論第 106 号を支持するに至った。

本ガイドラインは、2013 年 10 月 31 日～11 月 1 日にチュニジアのチュニスで開催された「1961 年無国籍条約の解釈と国籍の喪失及び剥奪から生ずる無国籍の回避に関する専門家会合」の総括的結論（「チュニス結論」）と、2018 年 12 月 5～6 日にスイスのジュネーブで開催された「国籍の喪失に関わる進展に関する専門家会合」の総括的結論を基礎としている。本ガイドラインは、各国政府、NGO、法律実務家、審査官及び司法機関、並びに、無国籍への対応に従事する UNHCR 職員及びその他の国連機関を対象として、解釈上の法的指針を示すことを企図したものである。

I. はじめに

A. 概観

1. 無国籍の削減に関する 1961 年の条約（「1961 年条約」）の趣旨及び目的は、無国籍の防止及び削減を図ることにより、国籍に対するすべての個人の基本的権利の確保を促進することである¹。このような趣旨に則り、1961 年条約は、無国籍の発生を最小限に抑える

¹ 国籍に対する基本的権利は、世界人権宣言第 15 条を含む多数の国際人権文書に掲げられている。後掲第 86～90 段落参照。

ことを目的とした、国籍の取得、放棄、喪失及び剥奪に関する規則を定めている。

2. 本ガイドラインでは、締約国の国籍の喪失及び剥奪の許容性に関する基準を掲げた、1961年条約第5ないし9条に焦点を当てる。1961年条約第5ないし第7条は国籍の喪失に関するものであり、第8条は国籍の剥奪に関するものである。第9条は、特定の差別的理由に基づく国籍の剥奪を無条件に禁じている。締約国が1961年条約第5ないし第9条に留保を付すことは認められていない²。

3. すべての国が1961年条約を締結しているわけではないが、すべての国は、国籍の喪失及び剥奪に関して、国籍の恣意的剥奪の禁止に従う義務を負っている³。また、本ガイドラインのIIIで論ずるように、すべての国が、一定の範囲で関連する国際人権法上の義務も負っている。

4. 本ガイドラインは主として、国、UNHCR、その他の主体による1961年条約第5ないし9条の解釈及び適用を援助することを企図したものである。

B. 1961年条約の解釈に関わる一般的考慮事項

5. 1961年条約第5ないし9条は、文脈によりかつ1961年条約の趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈されなければならない⁴。解釈及び適用の問題に関連する場合、1961年条約の準備作業 (*travaux préparatoires*) すなわち起草過程、及び、1961年条約上の義務を補完し又はこれに対応する義務を掲げた他の条約も参照する。本ガイドラインでは、1961年条約の解釈に関連する国際慣習法の進展についても述べる。

6. 1961年条約の規定で用いられている文言の解釈との関連では、1961年条約が5つの国連公用語（中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語）で起草され、かつ5つの言語による条約文がいずれもひとしく正文であることを認識しておくことが重要である。異なる言語による条約文の間で若干の意味の相違があるが、このような相違は、条約解釈に関する規則の適用を通じて（特に、条約の趣旨及び目的を考慮した上で、すべての条約文について最大の調和が図られる意味に依拠することによって）解決される⁵。

7. 1961年条約の規定は、自国が当事国である他の条約に基づいて締約国が負っている追

² 無国籍の削減に関する条約（1961年条約）（989 UNTS 175）第17条：「いずれの国も、署名、批准又は加入の時に、第11条、第14条又は第15条に関して留保することができる。この条約に対する他のいかなる留保も認められない」。

³ 本ガイドラインのIIIで概観するように、国籍の剥奪は、法律によって定められておらず、正当な目的の達成に比例する最も侵害度の少ない手段ではなく、かつ/又は適正手続きを経ずに行われた場合、恣意的とされる。

⁴ ウィーン条約法条約（1155 UNTS 331）第31条。

⁵ 同上。

加的義務⁶及び国際慣習法上の義務に照らして理解・解釈されなければならない。これには、国籍に対する基本的権利及び国籍の恣意的剥奪の禁止に関する発展並びに国際人権法一般におけるその後の発展が含まれる。これらの問題については後掲 III で取り上げる。

8. 無国籍者の地位に関する 1954 年の条約（無国籍者地位条約）第 1 条第 1 項に基づき、無国籍者という用語は「いずれの国によってもその法の運用において、国民と認められていない者」を意味する。国連国際法委員会は、この定義は国際慣習法の一部をなすと結論づけている⁷。従って、1961 年条約及び本ガイドラインで「無国籍」の用語が用いられている場合には常に、無国籍者地位条約第 1 条第 1 項に従った定義が妥当な定義となる。

C. 国籍の喪失及び剥奪の定義

9. 1961 年条約は、第 5 ないし 7 条で、法の作用によって（“*ex lege*”）自動的に起こるところの、国籍が無きものとなる事象（*withdrawal*）を表すものとして「国籍の喪失」（“*loss of nationality*”）という表現を一般的に用いている。1961 年条約第 8 条及び第 9 条では、国籍を無きものとする行為が国の当局によって開始される状況を表すために「剥奪」（“*deprivation*”）の用語が用いられている。本ガイドラインでは、1961 年条約で用いられている通りに「喪失」及び「剥奪」の用語を一般的に用いるものとし、「国籍の喪失・剥奪（*withdrawal of nationality*）」という用語*は国籍の喪失及び剥奪の両方を含むものとして用いる。さまざまな関係者がこれらの用語を互換的に用いている場合もあり、国籍の恣意的剥奪の禁止は、国が（例えば差別的事由により）ある者または集団を国籍の取得又は維持の対象から恣意的に除外する場合を含め、国籍の喪失及び剥奪の両方を包含していることを認識しておくことが重要である⁸。国籍の恣意的剥奪の禁止は、国による正式な行為ではないものの、国の権限ある当局の実務により、当該当局が特定の個人（又は集団）を国民と認めなくなったことが明らかな場合（例えば、当局が、説明又は正当な理由を示すことなく書類の発給又は更新を執拗に拒否する場合）も対象としている。身分証明書類の没

⁶1961 年条約第 13 条：「この条約は、現在若しくは将来効力を有する締約国の法、又は現在若しくは将来効力を有する二若しくはそれ以上の締約国間の他の条約又は協定に含まれうる無国籍の削減に 一層貢献するいかなる規定にも影響を与えるものと解してはならない」。

⁷ International Law Commission, *Draft Articles on Diplomatic Protection with commentaries*, Yearbook of the International Law Commission, 2006 Vol. II (Part Two), <http://www.refworld.org/docid/525e7929d.htm>. *Draft Articles on Diplomatic Protection*（外交的保護に関する条文草案）では、無国籍者の定義を定めるために無国籍者の地位に関する 1954 年の条約（1954 年条約）第 1 条第 1 項の規定が用いられている。国際法委員会は、第 8 条案に関する注釈で、1954 年条約第 1 条第 1 項の定義が「慣習法の性質を獲得したとすることに疑いの余地はない」と述べている。

*日本語訳注：国籍の *loss*（喪失）と *deprivation*（剥奪）を包含する概念として原文の英語では *withdrawal of nationality* が使われているものの、*withdrawal* という用語を「撤回」と日本語で訳すと、遡及効を持つ「取消し」や「無効」といった用語と対比して将来効しか持たないものを指すと誤解が発生しかねないため、*withdrawal* は「撤回」ではなく、「喪失・剥奪」または「国籍を無きものとする行為」と訳した（文脈により「喪失」または「剥奪」単体のこともあり）。

⁸ 例えば、*Case of Expelled Dominicans and Haitians v Dominican Republic*, 28 August 2014, Inter-American Court of Human Rights, Series C No. 282, paras. 238, 318 and 469; UN Human Rights Council, *Human rights and arbitrary deprivation of nationality: Report of the Secretary-General*, 14 December 2009, A/HRC/13/24, para. 23 参照。

収及び/又は領域からの追放も、あわせて当局がある者について国民とは認められない旨の発言を行う時は、国籍の剥奪の証拠となる。

II. 無国籍の削減に関する 1961 年の条約の基準

A. 無国籍の削減に関する 1961 年の条約第 5 ないし第 9 条の概観

10. ガイドラインの本節では、1961 年条約に掲げられている、国籍の喪失・剥奪に関連する基準に焦点を当てる。これらの基準の最低限の内容に関する指針を提示するとともに、望ましい実践のあり方に関する指針も示す。

11. 1961 年条約の起草時までには、無国籍は個人に相当の悪影響を及ぼすものであり、このような悪影響は可能な限り回避されるべきであることが広く認識されていた⁹。1961 年条約の趣旨及び目的は無国籍の防止と削減である¹⁰。この目的を追求するにあたり、条約の起草者は、国籍問題に関して国家及び個人の双方が有している正当な利益間の均衡を、それぞれの利益に関する当時の理解を踏まえて図ろうと努めた¹¹。従って、1961 年条約第 7 条第 3 項、第 7 条第 6 項及び第 8 条第 1 項に基づき、国籍の喪失又は剥奪は、それが無

⁹ 無国籍者の地位に関する条約 (360 UNTS 117) 前文。無国籍が個人に及ぼす悪影響を回避する必要性は 1954 年条約の前文に反映されている。そこでは、「国際連合が様々の機会に無国籍者に対して深い関心を明らかにし、無国籍者に対して…基本的人権及び自由の可能な限り広範な行使を確保する努力をしている」事実を当事国が考慮したことが明らかである。UN Ad Hoc Committee on Refugees and Stateless Persons, *A Study of Statelessness*, United Nations, 1 August 1949, E/1112; E/1112/Add.1, <https://www.refworld.org/docid/3ae68c2d0.html> も参照。この研究では、1954 年条約の起草以前でさえ、無国籍の問題が相当の国際的関心の対象であったことが明らかにされている。

¹⁰ UN General Assembly (UNGA) Res. 3274 (XXIX), 10 December 1974. UNGA Res. 31/36, 30 November 1976. UNGA Res. 50/152, 21 December 1995. UNGA Res. 61/137, 19 December 2006. UN Conference on the Elimination or Reduction of Future Statelessness, Summary Record of the Second Plenary Meeting, 24 April 1961, A/CONF.9/SR.2, pp. 2-3 (「第 2 次世界大戦後、無国籍が再び切迫した問題となった。世界各地で、多数の人々が、難民若しくは無国籍者又はその両方であるために、いかなる政府の保護も享受していなかった。このような人々の苦境を和らげるために国際連合が主導してとられた行動が、難民の地位に関する 1951 年の条約および無国籍者の地位に関する 1954 年の条約に結実した。加えて、将来の無国籍の発生を解消し、又は可能な限り削減するための努力も行われてきた。総会決議 896 (IX)に従って本会議が招集されたのは、まさにこの目的のためであった」)。

¹¹ UN Conference on the Elimination or Reduction of Future Statelessness, Summary Record of the Second Plenary Meeting, 24 April 1961, A/CONF.9/SR.2, p. 2 「条約の承認後、政府が自国の国内法に抵触する規定を単に拒絶することを決定するのであれば、得られるものは何一つないであろう。困窮している人々の立場は、何らかの犠牲を払う用意が政府にある場合にのみ改善され得るのである」)。International Law Commission, *Draft Articles on Nationality of Natural Persons in relation to the Succession of States with commentaries*, Yearbook of the International Law Commission, 1999 Vol. II (Part Two), preamble (「国籍の問題に関しては、国及び個人の正当な利益の双方が正当に考慮されるべきであることを認識し」)； commentary to the preamble, para. 5 (「人権分野における……進展の結果、個人の利益に対する国の利益の優越を基礎とする伝統的アプローチは後退してきた」)。また、UNGA Res. 55/153, 12 December 2000; UNGA Res. 59/34, 2 December 2004; UNGA Res. 63/118, 11 December 2008; and UNGA Res. 66/92, 9 December 2011 も参照。これらの決議は、政府に対し、国家承継に関連した自然人の国籍について対応する際、前掲国際法委員会条文草案の規定を考慮するよう促している。さらに詳しくは、International Law Commission, *Analytical Guide to the Work of the International Law Commission: Nationality in relation to the succession of States*, https://legal.un.org/ilc/guide/3_4.shtml 参照。

国籍という結果を生じさせる場合には一般的に禁じられている。この禁止に対する限定的例外が、第 7 条第 4 項、第 7 条第 5 項、第 8 条第 2 項及び第 8 条第 3 項で定められている。

12. 1961 年条約第 5 ないし第 7 条に基づき、無国籍という結果を生じさせない国籍の喪失は、幾つかの理由により認められている。これらの理由については本ガイドラインの II で詳しく取り上げるが、個人の身分の変動、国籍の自発的放棄又は外国における帰化が含まれる。しかし、無国籍という結果を生じさせる国籍の喪失は、一般的には帰化した者による相当期間の外国での居住もしくは国外で出生した者に関連する、非常に限られた状況下でしか認められない。このようなケースでさえ、無国籍という結果を生じさせる国籍の喪失が認められるのは、このような特別な状況下での国籍の維持を認める、法律に定められた要件を当該者が満たしていない場合のみである。

13. 1961 年条約第 8 条に基づき、無国籍という結果を生じさせる国籍の剥奪は厳格に制限されている。第 8 条第 2 項に基づき、このような国籍の剥奪が認められるのは、(a)無国籍という結果を生じさせる国籍の喪失が第 7 条第 4 項及び第 7 条第 5 項に基づいて認められる場合と同一の限られた理由がある時、又は(b)国籍取得の過程で虚偽の表示若しくは詐欺があった時のみである。これら 2 つの事由に加え、締約国は、1961 年条約第 8 条第 3 項に従って宣言を行うことにより、同規定に掲げられた 1 又は複数の根拠に基づいてある者の国籍を剥奪する権利を明示的に維持することができる（ただし、これらの事由がその時点で国内法に存在することを条件とする）。第 8 条第 3 項に掲げられた国籍剥奪の根拠は、締約国に対する忠誠義務に相反する特定の態様の行動、他国に対する忠誠の公式な宣言若しくは宣誓、又は締約国に対する忠誠の拒否を示す確定的証拠に関連するものである。これらのどの理由に基づく国籍の剥奪であれ、第 8 条第 3 項に掲げられた具体的要件が満たされていなければならない。1961 年条約の第 8 条第 4 項は国籍の剥奪に関して手続的保障措置をとることを課すものであり、また第 9 条では、無国籍という結果を生じさせるか否かにかかわらず、人種的、民族的、宗教的又は政治的理由による国籍の剥奪が無条件に禁止されている。

B. 国籍の喪失

14. 本節では、1961 年条約第 5 ないし 7 条に掲げられた基準に基づいて個人が国籍を喪失する可能性がある状況に焦点を当てる。

ある者が無国籍になる場合の国籍喪失の一般的な禁止（1961 年条約第 7 条第 6 項及び第 7 条第 3 項）

15. 締約国は、一般的に、ある者が無国籍になる場合には国籍の喪失を認めることができない。1961 年条約第 7 条第 6 項は、「この条に定められた場合を除き、個人は、一の締約国の国籍を喪失することにより無国籍となる場合、その国籍の喪失がこの条約のいずれか

の他の規定によって明示的に禁止されていなくとも、当該締約国の国籍を喪失することはない」と定めている。国籍の喪失と関連する無国籍を防止するためのさらなる保障は1961年条約第7条第3項に掲げられており、そこでは「この条の4及び5の規定に従うことを条件として、締約国の国民は、出国、外国での居住、登録がないことその他同様の理由に基づいて、国籍を喪失し、無国籍になることはない」と規定されている。1961年条約第5条及び第6条は、特定の状況下で、無国籍という結果を生じさせない国籍の喪失を認めている。これらの状況については後掲第16～32段落で述べる。1961年条約第7条第4項及び第7条第5項は、無国籍という結果を生じさせる国籍喪失の一般的禁止に対する限定的な例外を定めており、これについては後掲第33～44段落で概観する。

身分の変動 (1961年条約第5条第1項)

16. 1961年条約第5条第1項に基づき、ある者は、民事上の身分変動、すなわち「婚姻、婚姻の終了、準正、認知又は養子縁組」の結果として締約国の国籍を喪失する場合がある。このような喪失が締約国の法律で定められていること¹²及び当該者が他国の国籍を保持しており又は取得すること¹³がその条件である。従って、ある者がこのような理由に基づき、無国籍となる形で国籍を喪失することはない。

17. 1961年条約第5条第1項の解釈及び適用に特に関連する国際人権条約の規定としては、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）第9条第1項がある。この規定に基づき、締約国は「外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保」しなければならない。養子縁組に関しては、児童の権利に関する条約（児童の権利条約）の第3条、第7条及び第8条を総合的に解釈することにより、養子縁組、認知又は他の同様の行為を理由として児童が国籍を喪失する可能性は排除されていると理解するのが合理的である¹⁴。外国人が児童を養子とした場合における国籍の喪失を定めている締約国は、1961年条約第5条第1項の適用を、児童が養子縁組の事実のみをもって養親の国籍を取得する場合に限定するべきである。養子縁組を背景とする国籍の喪失は常

¹² 後掲第92～93段落参照。

¹³ 後掲第80～83段落参照。

¹⁴ 例えば、Human Rights Council, *Human rights and arbitrary deprivation of nationality: Report of the Secretary-General*, 19 December 2013, A/HRC/25/28, para. 16 を参照（「国際法では、婚姻又は離婚が女性の国籍に自動的に影響を及ぼすことがあるべきではないとされる。既婚女性の国籍に関する1957年の条約に掲げられ、かつ女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約第9条第1段落で再確認されている通りである。同様に、児童の権利に関する条約第8条は、国籍を含む児童の身元関連事項を不法な干渉から保護している。この規定は、条約第3条（児童の最善の利益）及び第7条（国籍に対する権利）と併せて解釈することにより、養子縁組、認知、準正又は他の同様の行為の文脈で児童が国籍を喪失する可能性を排除していると考えられることができる。1961年条約〔第5条〕は、何らかの民事上の身分変動を背景とする国籍の喪失について国が規制する場合、それが無国籍につながるものがあってはならないことを明示的に再確認している」）。

に、他国の国籍が保持されており又は取得されるかどうかにかかっている¹⁵。

18. 望ましい実践のあり方として、締約国の国内法では、法律に従って養子とされた児童は養親の国籍を自動的に取得する旨、規定されるべきである¹⁶。これにより、無国籍からの確固たる保護が提供されることになろう¹⁷。

婚外子の親子関係の認知 (1961 年条約第 5 条第 2 項)

19. 1961 年条約第 5 条第 2 項は、「締約国の法のもとにおいて、婚外子について親子関係の認知がなされた結果として、その国の国籍を喪失する場合、その者は、適当な機関に対する書面による申請によってその国籍を回復する機会を与えられるものとし、またこの申請を規律する条件は、この条約の第 1 条 2 の規定に定める条件より厳格であってはならない」と定める。

20. この規定は、ある締約国の国籍を保持しており、かつ、国籍を異にする親から正式に親子関係を認知された後に第 2 の国籍を取得する婚外子を対象に含むものである。国が国民の二重国籍を認めていない場合、児童は他国の国籍を取得した結果として国籍を喪失する可能性がある。締約国はさらに、児童の無国籍の防止に関する自国の義務を想起するよう求められる¹⁸。本ガイドラインの執筆時点で、1961 年条約の締約国はすべて児童の権利条約の締約国でもある¹⁹。締約国は、児童の権利条約に基づき、児童の国籍に関してとられるすべての行動が児童の最善の利益に則しているようにすることを義務づけられている²⁰。児童の権利条約はまた、児童の親又は保護者の地位を理由とする差別からの保護についても定めている²¹。従って、外国人である親との親子関係の認知に基づく国籍の喪失が認められるのは、児童が、親子関係が認知された親の国籍を自動的に取得する場合のみである。

21. 1961 年条約は、締約国の国籍を喪失した児童が 1961 年条約第 5 条第 2 項の規定に基づいて国籍回復の申請を行う場合に、締約国は 1961 年条約第 1 条第 2 項に定められた条件より厳しい要件を課してはならないと定めている。当該条件は次の通りである。

¹⁵ 後掲第 80～83 段落参照。

¹⁶ ここでは、養親ではない児童の親との法的つながりが解消されるわけではない非公式な形態の養子縁組は除外される。

¹⁷ Council of Europe Committee of Ministers, *Recommendation CM/Rec(2009)13 and explanatory memorandum of the Committee of Ministers to member states on the nationality of children*, 9 May 2009, CM/Rec(2009)13, <https://www.refworld.org/docid/4dc7bf1c2.html>, para. 36.

¹⁸ 無国籍削減条約第 1～4 条。児童の権利条約 (1577 UNTS 3、CRC) 第 7～8 条。国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 「無国籍に関するガイドライン第 4 号：1961 年 1961 年条約第 1 条～第 4 条を通じたすべての児童の国籍取得権の確保」2012 年 12 月 21 日、HCR/GS/12/04、<https://www.refworld.org/docid/50d460c72.html> (UNHCR 無国籍ガイドライン第 4 号)。

¹⁹ ウィーン条約法条約第 31 条は条約解釈の一般規則を定めている。第 31 条第 3 項(c)は、「当事国間の関係において適用される国際法の関連規則」を考慮するものとしている。

²⁰ 児童の権利条約第 1 条、第 3 条、第 7 条、第 8 条。

²¹ 同上第 2 条。

- 「申請が、締約国によって定められる 18 歳以前に始まり 21 歳以後に終わる期間内に提出されること。ただし、その者は、法的な許可の取得を必要とせずに自ら申請できる少なくとも 1 年の期間を認められなければならない。」(第 1 条第 2 項(a))
- 「その者が、申請の提出の直前の 5 年を越えず、かつ、通算 10 年を越えない期間であって締約国によって定められるものの間、締約国の領域内に常居所を有していたこと。」(第 1 条第 2 項(b))
- 「その者が、国家の安全に対する罪で有罪の判決を受けたことがなく、また、刑事上の罪により 5 年以上の拘禁刑を宣告されていないこと。」(第 1 条第 2 項(c))

いかなるものであれ、追加的な又はより負担の重い条件を課すことは 1961 年条約の規定に違反することになる²²。従って、1961 年条約第 5 条第 2 項)に基づく国籍の取得については、手数料が課されるべきではない。望ましい実践のあり方として、締約国は、ここで許容されている条件を適用せず、単に申請の提出をもって国籍の回復を認めるよう奨励される²³。

国籍の放棄 (1961 年条約第 7 条第 1 項)

22. 1961 年条約第 7 条第 1 項(a)に従い、ある者が締約国の法律に従って自発的に国籍を放棄する場合に国籍の喪失が認められるのは、「当該個人が他の国籍を所有又は取得」する場合のみである²⁴。1961 年条約第 7 条第 1 項(b)に基づき、第 7 条第 1 項(a)は、「世界人権宣言の第 13 条及び第 14 条にいう諸原則に矛盾する」状況下では適用されない。世界人権宣言のこれらの規定は、各国の境界内における移動及び居住の自由に対する権利、いずれの国からも離れる権利、自国に帰る権利、並びに、他国で迫害からの庇護を求めかつ享有する権利を定めたものである²⁵。いずれにせよ、各国は、世界人権宣言第 13 条及び第 14 条に掲げられた諸権利の享有について国籍の放棄を条件とすることはできない²⁶。従って、第 7 条第 1 項(b)には締約国にとって非常に限られた関連性しかない²⁷。

²² 本ガイドラインでは、無国籍削減条約第 1 条第 2 項(d)に規定された条件をあえて引用していない。当該条件は、第 5 条第 2 項で対象とされている状況には適用されないためである。UNHCR 無国籍ガイドライン第 4 号、第 36 段落も参照。

²³ 第 1 条第 2 項に定められた 4 つの条件についてのさらなる解釈上の指針は、UNHCR 無国籍ガイドライン第 4 号、第 37～48 段落で参照できる。

²⁴ 後掲第 80～83 段落参照。また、Human Rights Council, *Human rights and arbitrary deprivation of nationality: Report of the Secretary-General*, 19 December 2013, A/HRC/25/28, para. 9 も参照（「各国は二重国籍の正当性をますます受け入れるようになりつつあり、国籍法も自国民が自発的に新たな国籍を取得することについてより寛容になりつつある。にもかかわらず、これを理由として国籍の喪失又は剥奪を認めることは依然として一般的に行われている」）。

²⁵ UN Conference on the Elimination or Reduction of Future Statelessness, Summary Records, 10th Plenary Meeting, 24 April 1961, A/CONF.9/SR.10, pp. 8-12. 1961 年条約の準備作業が明らかにしているところによれば、世界人権宣言への言及は、ある者が自発的に国籍を喪失する状況との関係で行われたものである。そのような者はなお、他国における保護を利用することができなければならない。

²⁶ 後掲第 119～121 段落参照。

²⁷ 市民的及び政治的権利に関する国際規約 (999 UNTS 171、自由権規約) 第 12 条第 2 項。自由権規約

23. 後掲第 25～27 段落で、帰化による他国の国籍の取得に関連した国籍の放棄に関する指針を示している。

外国における帰化 (1961 年条約第 7 条第 2 項)

24. 1961 年条約第 7 条第 2 項は、「外国への帰化を求める締約国の国民は、その者が当該外国の国籍を取得し、又はその取得の保障を与えられたのでない限り、その国籍を喪失しない」と定める²⁸。1961 年条約の最終文書の決議 II によれば、「帰化した者」とは、当該国が裁量によって棄却することのできる申請に基づいて国籍を取得した者のことをいう。この点、出生時に 1 又は複数の国の国籍を自動的に取得する者の状況とは区別しなければならない。

25. 帰化手続きでは、帰化を通じて新たな国籍を取得できるようになる前に、現在有している国籍の放棄を要求されることが多い。締約国の国民が他国の市民として帰化するために当該締約国の国籍を放棄しなければならない場合、締約国は、この放棄によって無国籍という結果が生じないことを確保するべきである。従って、第 7 条第 2 項にいう第 2 国籍の取得の保証は、国籍を取得しようとしている国からの、国籍取得が目前である旨の書面によって行われることが望ましい²⁹。締約国は、個人が国籍のない状態に長期間置かれないうようにするとともに、保証が虚偽であった場合又は帰化手続きが相当に遅延している場合には国籍が自動的に再取得されること又はそもそも喪失されなかったとみなされることを確保するべきである³⁰。

26. 締約国が帰化した市民に他国の国籍の保持を認めていない場合、帰化直後から 1 年以上の猶予期間を設け、個人がその期間中に第 1 国籍を放棄できるようにすることが強く奨励される。個人に対し、締約国の市民として帰化する前に第 1 国籍を放棄するよう要求することは、帰化を求める者が、帰化手続きの進行中、一時的に無国籍となる状況を引き起こす可能性がある。にもかかわらず、帰化手続きの一環として元の国籍を放棄するよう要求することを締約国が選択し、かつ、当該者が手続中に障壁に直面して最終的に帰化するに至らなかった場合、締約国は、当該者による従前の国籍の再取得を援助するためにあらゆる可能な措置をとるべきである。

27. 帰化した市民に対して他のいかなる国の国籍も放棄するよう要求している 1961 年条約の非加盟国、及び、他国における帰化手続きの一環として国民による国籍の放棄が行わ

の当事国である締約国にとって 1961 年条約第 7 条第 1 項(b)が関連性を有する可能性は極めて低い。自由権規約は 1961 年条約より後に採択されたものであり、かつ第 12 条第 2 項で「すべての者は、いずれの国（自国を含む。）からも自由に離れることができる」と定めているからである。

²⁸ 世界人権宣言（UNGA Res. 217 A(III)）第 15 条第 2 項：「何人も、……その国籍を変更する権利を否認されることはない」。

²⁹ 後掲第 80～83 段落参照。

³⁰ 例えば、Human Rights Council, *Human rights and arbitrary deprivation of nationality: Report of the Secretary-General*, 19 December 2013, A/HRC/25/28, para. 8 参照。

れている国は、国籍に対する基本的権利を保護する手段として、後掲第 80～83 段落に掲げる指針を適用するよう強く奨励される。

国籍が取り消された者の児童又は配偶者の国籍の喪失（1961 年条約第 6 条）

28. 1961 年条約第 6 条に基づき、「締約国の法が個人の国籍の喪失又は剥奪の結果としてその者の配偶者又は子が国籍を喪失することを規定している場合、この喪失は、他の国籍の保持又は取得を条件としなければならない」。従って締約国は、国籍が取り去られた者の配偶者又は児童の国籍の自動的喪失を、そのために当該児童又は配偶者が無国籍になる場合には、認めてはならない。

29. 前掲第 20 段落で述べた通り、締約国は、児童の権利条約に基づく具体的義務を遵守しなければならない。女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）の締約国は、同条約第 9 条第 1 項に基づき、「外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する」義務を負う。1961 年条約第 6 条に掲げられた理由に基づく国籍の喪失についてのいかなる規定も、女子差別撤廃条約に基づいて国が負う具体的義務に違反しないものであるべきである。

30. 1961 年条約第 6 条に基づく国籍の喪失が他の国の国籍の保持又は取得を条件としていることに鑑み、後掲第 80～83 段落で示す指針は、第 6 条の適用に関して特に関連性を有する。

無国籍という結果を生じさせる国籍喪失の一般的禁止に対する例外

31. 1961 年条約第 7 条第 3 項に基づき、ある者は、国籍喪失の結果として無国籍になる場合、「出国、外国での居住、登録がないことその他同様の理由に基づいて」国籍を喪失することはできない（第 7 条第 4 項及び第 7 条第 5 項で網羅的に定められた状況がある場合を除く）。このことは、前掲第 15 段落で述べた 1961 年条約第 7 条第 6 項で裏打ちされている。

32. 第 7 条第 4 項及び第 7 条第 5 項はいずれも、「適当な機関」への申告及び登録にそれぞれ言及している。何が適当な機関に該当するかは当該締約国の内部組織次第であり、複数の適当な機関が関わってくる場合もあろう。

連続して 7 年以上外国に居住していたことを理由とする国籍の喪失（第 7 条第 4 項）

33. 1961 年条約第 7 条第 4 項に基づき、ある者は、限られた特定の状況下で、無国籍となる形で国籍を喪失する場合がある。第 7 条第 4 項は、「帰化した者については、その者がその国籍を維持する意思を適当な機関に対して申告しない場合、当該締約国の法により定められる継続した 7 年以上の期間外国に居住したことを理由として国籍を喪失させるこ

とができる」という規定である。この規定は、無国籍という結果を生じさせる国籍喪失の一般的禁止に対する例外として、制限的に適用されるべきである。

34. 1961年条約第7条第4項に掲げられた第1の条件は、当該者は帰化した者でなければならないということである³¹。そのため、帰化した市民は、出生によって市民となった者よりも、無国籍という結果を生じさせる国籍の喪失に対して脆弱な立場に置かれる。このような一層の脆弱性は、国際人権法に掲げられた制約（後掲第110～112段落で説明する差別の禁止に関連するものを含む）によって緩和される。帰化した市民の多くはマイノリティ集団（例えば民族的又は宗教的少数者）出身である可能性が高いことに鑑み、締約国は、第7条第4項の規定の適用に際し、マイノリティ集団に対する間接差別の可能性との関係で慎重な配慮を行うべきである³²。

35. 1961年条約第7条第4項に掲げられた第2の条件は、帰化した者が「継続した7年以上」の期間、外国に居住していなければならないということである³³。望ましい実践のあり方として、かつ1961年条約の趣旨及び目的³⁴に従い、当該個人は、当該外国で永住権を有しておらず、かつ永住権に伴うすべての権利（適当な時は帰化を求める権利を含む）を享有していない場合には、無国籍となる形で国籍を喪失するべきではない。

36. 1961年条約第7条第4項に掲げられた第3及び第4の条件は、当該者が「国籍を維持する意思を適当な機関に対して申告しな」かったこと³⁵、及び、締約国が、自国の国内法で、たとえ無国籍という結果が生じるとしても第7条第4項に掲げられた理由に基づく国

³¹1961年条約の最終文書（1975 UNTS 279） <https://www.refworld.org/pdfid/3ae6b39620.pdf> 決議II（『帰化した者』という用語は、当該国が裁量によって棄却することのできる申請に基づいて国籍を取得した者をいう）。（日本語訳注：原文ではIIIとなっているが修正）

³² *Case of Expelled Dominicans and Haitians v Dominican Republic*, 28 August 2014, Inter-American Court of Human Rights, Series C No. 282, para. 263（「裁判所はまた、『国際人権法では、故意に差別的である政策及び実行のみならず、たとえ差別的意図の証明が不可能な場合であっても特定のカテゴリーに属する者に差別的影響を及ぼす政策及び実行も禁じられている』ことをあらためて指摘する。これに関連して、『平等及び差別禁止に対する権利の侵害は、間接差別的状況及び事案においても生ずる。このような間接差別は、たとえ文言上は中立的であり若しくは中立的であるように見え又は一般的にかつ区別のない形で適用されるものであっても、脆弱な状況に置かれた特定の集団に否定的効果を及ぼす、法律、行為、政策又はその他の措置の不均衡な影響に表れるものである』。そのため裁判所は、『国家は、法律上又は事実上の差別状況を生み出すことを何らかの形で直接的又は間接的に目的とする措置を実施しないようにしなければならない』のであり、かつ『自国の社会に存在し、特定の人々の集団に損害を与えている差別的状況を逆転させ又は変化させるための積極的措置をとる』義務を負うとも判示してきた）。また、UN Committee on Economic, Social and Cultural Rights, *General Comment No. 20: Non-Discrimination in Economic, Social and Cultural Rights (art 2, para 2)*, 10 June 2009, E/C.12/GC/20, para. 10; UN Human Rights Council, *Report of the Special Rapporteur on contemporary forms of racism, racial discrimination, xenophobia and related intolerance*, 25 April 2018, A/HRC/38/52, paras. 24 and 27; Open Society Justice Initiative, *Citizenship and Equality in Practice: Guaranteeing Non-Discriminatory Access to Nationality, Protecting the Right to be Free from Arbitrary Deprivation of Nationality and Combatting Statelessness (Submission to the OHCHR)*, November 2005, https://www.justiceinitiative.org/uploads/0d3774dc-821e-4f09-849e-a21e984378a6/citizenship_20051101.pdf も参照。

³³ 1961年条約第7条第4項。

³⁴ 同上第1段落参照。

³⁵ 無国籍削減条約第7条第4項。

籍の喪失が起り得る旨を定めていることである。1961年条約の最終文書の決議 III は、「在外国民による国籍の維持に関して申告又は登録を条件としている締約国に対し、当該者が、国籍を維持しようとする場合に遵守しなければならない様式及び期限について適時に告知されることを確保するため、あらゆる可能な措置をとるよう勧告」している³⁶。締約国はまた、望ましい実践のあり方として、ある個人が 1961 年条約第 7 条第 4 項に基づいて国籍を喪失したと判断する前に、そのような情報を受け取った旨の確認書の提出を当該個人に対して求めるべきである。

37. 無国籍という結果を生じさせる国籍の喪失が 1961 年条約第 7 条第 4 項の目的の追求に比例したものであるかどうかに対し、特段の注意が払われなければならない。第 7 条第 4 項の目的は、締約国が、自国民が自国との実効的関係を維持することを確保し続けられるようにするところにある³⁷。ある国との実効的関係がどのようなものであるかについての考え方は、1961 年条約が起草されて以降、変わってきている。社会の変化にともなって人々の移動性ははるかに高まっており、ある者が国籍を有する国以外の国に常居所を有することはもはや珍しくない。締約国は、第 8 条第 2 項の適用にあたり、このような発展を考慮するよう奨励される。

38. 自国の利益と個人の利益との均衡を図るすべての国の義務³⁸により、無国籍という結果を生じさせる国籍の喪失が第 7 条第 4 項に基づいて認められる状況は相当に限定される。無国籍が個人にもたらす影響は、在外国民が自国との関係を維持する意思を申告し又は登録しない場合に国に生じる影響と比べて著しく重大であるためである。

締約国の領域外で出生し、かつ成年に達した後 1 年以内に登録を行わなかった場合（第 7 条第 5 項）

39. 1961 年条約第 7 条第 5 項は、当該者が無国籍となる場合の国籍喪失の一般的禁止（第 7 条第 3 項及び第 7 条第 6 項）に対する、限定的に定められた第 2 の例外である。そこでは、「締約国の法は、当該締約国の領域外で出生した当該締約国の国民について、その者が成人に達してから 1 年を経過した後その国籍を保持するために、その時点で当該国の領域内に居住していること、又は適当な機関に登録していることを条件とすることができる」と定められている。

40. 第 7 条第 5 項の適用対象が締約国外で出生した締約国国民とされているということは、必然的に、この規定が適用されるのは親を通じて締約国の国籍を取得した者であるこ

³⁶ 無国籍削減条約の最終文書、決議 III。

³⁷ UN Conference on the Elimination or Reduction of Future Statelessness, Summary Records, 11th meeting of the Committee of the Whole, 24 April 1961, A/CONF.9/C.1/SR.11, pp. 2-4. UN Conference on the Elimination or Reduction of Future Statelessness, Summary Records, 16th meeting of the Committee of the Whole, 24 April 1961, A/CONF.9/C.1/SR.16, pp. 2-3.

³⁸ 前掲第 11 段落参照。

とを含意する³⁹。

41. 「その者が成年に達してから 1 年を経過した後」の国籍の保持について「その時点で当該国の領域内に居住していること、又は適当な機関に登録していることを条件とすることができる」旨は、締約国の法で規定されていなければならない⁴⁰。適当な機関への登録には、身分証明書類（旅券又は出生証明書等）の更新若しくは発行又は国民として認められていることの確認申請に関連するすべての行政行為が含まれるべきである⁴¹。

42. 1961 年条約の最終文書の決議 III は、締約国が、登録を行わないために国籍を喪失するおそれのある在外国民に対して関連の期限及び様式を告知するために「あらゆる可能な措置をとる」よう勧告している⁴²。締約国はまた、望ましい実践のあり方として、成年に達してから 1 年以内に国籍維持の意思を登録することが不可能な事情がある場合の、申請による期限の延長に関する定めも置くべきである。

C. 国籍の剥奪

43. 前掲第 9 段落で述べたように、国籍の「剥奪」という用語は、1961 年条約（第 8 ないし 9 条）において、国籍を取り去る行為が国の当局によって開始される状況を表すために用いられている。

ある者が無国籍となることにつながる国籍剥奪の一般的禁止（1961 年条約第 8 条第 1 項）

44. 1961 年条約第 8 条第 1 項は、「締約国は、国籍の剥奪が当該個人を無国籍にする場合は、その者から国籍を剥奪してはならない」と定める⁴³。これは一般的規則である。この規則を適用するためには、締約国はまず、行われる可能性がある国籍剥奪行為のそれぞれについて、それが無国籍という結果を生じさせるか否かを判断し、かつ理解しなければならない。剥奪行為が無国籍という結果を生じさせる時は、締約国は、第 8 条第 2 項又は第 8

³⁹ UNHCR, Handbook on Protection of Stateless Persons, 30 June 2014, <https://www.refworld.org/docid/53b676aa4.html> (UNHCR Handbook on Protection of Stateless Persons 2014), para. 35 (「国籍が自動的に取得される場合、国が国籍取得制度の一環として文書を発行することはないのが通例である。このような場合、一般的には出生登録が出生地および親子関係の証明となる。これは、国籍取得の正式な根拠というより、生地主義 (*jus soli*) または血統主義 (*jus sanguinis*) のいずれかを通じて国籍が取得されたことの証拠となるものである」); footnote 24 (「生地主義 (*jus soli*) および血統主義 (*jus sanguinis*) とは、諸国の法制度に掲げられた国籍取得を規律する 2 つの主要な原則を指す用語であり、それぞれ出生地および国民との血統に基づく国籍取得を意味する」)。

⁴⁰1961 年条約第 7 条第 5 項。

⁴¹ UNHCR Handbook on Protection of Stateless Persons 2014, paras. 39-40 and 42-44.

⁴² 1961 年条約の最終文書、決議 III。

⁴³ 剥奪によって無国籍が生ずるか否かの問題に関連する、他の国の国籍の保持又は取得の判断については、後掲第 80～83 段落参照。

*日本語訳注：原文は *burden of proof* であるが、「個人のみ課される」という文言等からして、この文脈では、証拠を収集し提出する責任が誰にあるかに言及すると思われる。訴訟において一定の事実の存否が確定されない場合に、それにより不利益を負うのはいずれの当事者かという意味合いで日本法において通常使用される「立証（証明）責任」「挙証責任」を指すという誤解を避けるため、ここでは「立証（証明）責任」という訳語を使用していない。」

条第 3 項に掲げられた一般的規則に対する例外が適用される場合のみ、手続を進めることができる。

45. このように、1961 年条約に基づく義務を締約国が履行するためには、必然的に、ある者の国籍が剥奪される前の段階で無国籍の問題に関する審査を行うことが要求される。無国籍となる可能性を有していることについて、検討が行われるよう主張・提起する責任を当該個人に負わせる国籍剥奪手続は、第 8 条と矛盾する決定において締約国と当該個人を脆弱な状態に置くことになる。同様に、無国籍となることについて証拠提出責任(burden of proof)*が当該個人のみ課される手続は、国籍剥奪が無国籍という結果を生じさせるか否かを判断する締約国の義務と一致しないことになろう。ある者が国籍剥奪後に無国籍となるか否かを判断する手続は、個人が国籍を剥奪された場合に無国籍の定義に該当するようになるか否かを明らかにするための、協働によるプロセスである。従って、当該個人には、自己の置かれている状況を可能な限り十全に陳述し、かつ合理的に入手可能なすべての証拠を提出する義務がある。締約国も、当該者が無国籍となるか否かに関する客観的判断の便宜を図るため、合理的に入手可能なすべての証拠を取得し、かつ関連の審査官に提示すべきである⁴⁴。

ある者が無国籍となることにつながる国籍剥奪の一般的禁止に対する例外

46. 1961 年条約第 8 条第 2 項及び第 8 条第 3 項は、無国籍という結果を生じさせる国籍剥奪の一般的禁止（1961 年条約第 8 条第 1 項）に対する例外を定めている。1961 年条約第 8 条第 2 項に基づき、「この条の 1 の規定にかかわらず、次の場合には、締約国は、個人からその国籍を剥奪することができる。(a)第 7 条 4 及び 5 の規定に基づいて個人が国籍を喪失することが認められる場合 (b)国籍が虚偽の表示又は詐欺によって取得された場合」。これらの規定は制限的な文言を採用しており、かつ、一般的規則に対する例外として狭義に解釈されなければならない。また、本ガイドラインの III で述べる国の国際人権法上の義務に即した解釈も行われるべきである。

47. 第 8 条第 3 項は次の通り規定する。

「この条の 1 の規定にかかわらず、締約国は、署名、批准又は加入の時に、その時点で国内法上存在する次の一又はそれ以上の理由に基づいて個人の国籍を剥奪する権利を保持することを明示する場合、その権利を保持することができる。

(a) 当該個人が、当該締約国に対する忠誠義務に反して次のことを行った場合

- (i) 締約国の明示の禁止を無視して、他の国に対して役務を提供したか、若しくは引き続き役務を提供していること、または他の国から給与を受領したか、若しくは引き続き受領していること。
- (ii) 国家の重大な利益を深刻に害するような行為を行ったこと。

⁴⁴ UNHCR Handbook on Protection of Stateless Persons 2014, paras. 89-90.

(b) 当該個人が、他の国に対する忠誠について宣誓を行ったか、若しくは正式な宣言をしたか、又は締約国に対する忠誠を拒否する決意の明白な証拠を示したこと。」

48. 本ガイドラインの III で取り上げるように、国際法及びさらに具体的には国際人権法の発展により、1961 年条約第 8 条第 2 項及び第 8 条第 3 項が適用される範囲はさらに狭まっている。

外国での居住及び/又は締約国の領域外での出生並びに登録の懈怠 (第 8 条第 2 項(a))

49. 第 8 条第 2 項(a)に基づき、ある者は、第 7 条第 4 項及び第 7 条第 5 項に掲げられた状況下で（これについては前掲第 33～42 段落で取り上げた）、無国籍となる場合でも国籍を剥奪されることがある。第 8 条第 2 項(a)の目的は第 7 条第 4 項及び第 7 条第 5 項と同じであり、すなわち市民が国籍国との実効的關係を有することを確保するところにある⁴⁵。

虚偽の表示及び詐欺 (1961 年条約第 8 条第 2 項(b))

50. 1961 年条約第 8 条第 2 項(b)に基づき、国は、ある者が無国籍となることにつながる国籍剥奪の一般的禁止（第 8 条第 1 項）にかかわらず、「国籍が虚偽の表示又は詐欺によって取得された場合」には当該者から国籍を剥奪することができる。第 8 条第 2 項の目的は、国籍取得手続きにおける重大な背信的行為に対して懲罰的結果を生じさせることである。第 8 条第 2 項(b)に基づく虚偽の表示は、当該者による不正な虚偽の表示でなければならない。

51. 第 8 条第 2 項(b)で国籍が虚偽の表示又は詐欺によって取得されたものでなければならないと規定されていることに鑑み、当該者が最初に国籍を取得した際の中心的要因が当該虚偽の表示又は詐欺であったのでなければならないという含意は明らかである。当該虚偽の表示又は隠蔽がなかったとしても国籍を取得できていたと考えられる時は、国籍の剥奪は認められない⁴⁶。また、国籍の取得における詐欺又は虚偽の表示は、国籍取得手続きの一環として提出される可能性のある書類の不正取得とは区別されるべきである。不正な書類自体が不正な国籍取得の証拠となるわけではない。一定の状況下では、たとえ国籍を取得する法的資格があっても、非正規な手段で書類を入手することを余儀なくされることもあり得るからである。

52. 締約国及び個人の正当な利益の均衡を図る過程⁴⁷では、詐欺又は虚偽の表示の性質又は重大性と国籍の喪失・剥奪がもたらす結果（無国籍を含む）との比較衡量が行われるべきである。国籍取得から詐欺の発覚までの間に経過した期間も考慮されるべきである⁴⁸。

⁴⁵ 前掲第 37 段落参照。

⁴⁶ 例えば、Human Rights Council, *Human rights and arbitrary deprivation of nationality: Report of the Secretary-General*, 19 December 2013, A/HRC/25/28, para. 10 参照。

⁴⁷ 前掲第 11 段落参照。

⁴⁸ 例えば、Human Rights Council, *Human rights and arbitrary deprivation of nationality: Report of*

53. いずれかの締約国の国籍を取得するために従前の国籍を放棄したことを証明しなければならない場合、締約国は、当該者に対し、そのような放棄が行われたことを書類によって証明するよう要求することができる。

1961年条約第8条第3項に基づく国籍剥奪の全般的要件

54. 1961年条約第8条第3項には、第8条第1項の一般的禁止に対する例外が網羅的に掲げられている。これらの例外を適用できるのは、本条で求められている適当な宣言を寄託した国のみである⁴⁹。

55. 第8条第3項に基づく締約国の宣言においては、締約国が、たとえ対象者が無国籍となる場合であってもその国籍を剥奪するために、第8条第3項に掲げられた理由のうちどれに依拠するのかを明示しなければならない。また、関連する理由は「その時点で」、すなわち署名、批准または加入の時に「国内法に存在する」ものでなければならない⁵⁰。この規定の目的は、その時点における関連締約国の現行法の状況を「凍結」させることにある⁵¹。従って、宣言を行った国がその後このような法律を改正する場合にも、第8条第3項に基づく国籍剥奪事由を拡大することはできない。

国家への忠誠義務に反する行動 (1961年条約第8条第3項 (a))

56. 締約国は、自国が行った宣言⁵²の内容に応じ、ある者が「締約国に対する忠誠義務に相反して」、(i)「締約国の明示の禁止を無視して、他の国に対して役務を提供したか、若しくは引き続き役務を提供していること、または他の国から給与を受領したか、若しくは引き続き受領している」場合又は(ii)「国家の重大な利益を深刻に害するような行為を行った」場合には、第8条第3項(a)に基づき、当該個人の国籍を剥奪して無国籍とすることができる。

57. 第8条第3項(a)(i)又は(ii)の基準に該当するいかなる個人も、締約国に対する忠誠義務に反する行為を行う意図を持って行動したものでなければならない。国家に対する忠誠義務とは、(国家の特定の部分又はいずれかの時点で政権に就いている特定の政府ではなく)国家全体に対する、揺らぐことのない一貫した支持として特徴づけることができよう。国は、ある個人が締約国に対する忠誠義務に反する行為を行う意図があったという明確な証拠がないまま、第8条第3項(a)(i)又は(ii)に基づいて当該個人から国籍を剥奪してはならない。

the Secretary-General, 19 December 2013, A/HRC/25/28, para. 10 参照。後掲第94～96段落も参照。

⁴⁹ 2020年1月現在、13の締約国(計75か国中)が第8条第3項についての宣言を行っている。

⁵⁰ 無国籍削減条約第8条第3項。

⁵¹ UN Conference on the Elimination or Reduction of Future Statelessness, Summary Records, 12th meeting of the Committee of the Whole, 24 April 1961, A/CONF.9/C.1/SR.12, p. 9.

⁵² 2020年1月現在、第8条第3項に基づく宣言を行った13か国のうち3か国が第8条第3項(a)の事由に限定した宣言を行っており、残りの10か国は第8条第3項全体に基づく宣言を行っている。

他国に対する役務の提供又は他国からの報酬の受領（第8条第3項(a)(i)）

58. 他国に対する役務の提供又は他国からの報酬の受領に関して、「役務」には文民としての役務及び軍務が含まれ、また「報酬」は金銭的報償その他の態様の利益を含むあらゆる種類の報償をいう⁵³。このような報酬の受領が関連性を有するのは、個人が締約国に対する忠誠義務に反して報酬を受け取った場合のみである。

59. また、この理由に基づいて国籍を剥奪される個人は、「締約国の明示の禁止を無視して」行動していたのでなければならない⁵⁴。望ましい実践のあり方として、第8条第3項(a)(i)に基づいて行われる明示的禁止は、当該者に宛てられた個々の通知によるものであるべきである⁵⁵。また、第8条第3項(a)(i)に基づいてある個人から国籍を剥奪しようとする締約国は、その旨の警告を行うことにより、当該個人が、国籍剥奪がもたらす結果に直面することを回避するため、自己の行動を停止し又は改めることができるようにするべきである。警告後は、当該個人に対し、当該警告に対応するための公正かつ合理的な期間が認められるべきである。

60. 非国家武装勢力（当該勢力がある者の国籍国にいるか他国にいるかは問わない）、政府間機関、非政府組織又は企業体など、国家を構成しない主体への役務の提供又はこれらの主体からの報酬の受領は、第8条第3項(a)(i)の適用対象とならない。このような理解は、国際法における国家の定義のあり方に則ったものである⁵⁶。

締約国の重大な利益を深刻に害するような行為（1961年条約第8条第3項(a)(ii)）

61. 第8条第3項(a)(ii)は、無国籍という結果を生じさせる国籍の剥奪に関してきわめて高い基準を設定するものである。「深刻に害する」及び「重大な利益」という文言は、その通常の意味から、この例外が対象とする行為によって、国籍が問題となっている国家の基盤及び組織が脅かされなければならないことを示している。「深刻に害する」という用語により、問題となる個人は国家に悪影響を及ぼす能力を有していなければならない。第8条第3項(a)(ii)に基づく国籍剥奪のきっかけとなる行動は、引き起こされる害にとって付随的なものであってはならず、根本的関連性を有するものでなければならない。問題となっている害が生じるか否かに実質的影響を及ぼさない間接的支援による行動は、「深刻に害する」ものではない。

62. 「重大な利益(vital interests)」という用語は、「国益(national interests)」に対する罪⁵⁷

⁵³ UN Conference on the Elimination or Reduction of Future Statelessness, Summary Records, 20th meeting of the Committee of the Whole, 24 April 1961, A/CONF.9/SR.20, p. 7.

⁵⁴ 無国籍削減条約第8条第3項。

⁵⁵ 例えば、Human Rights Council, *Human rights and arbitrary deprivation of nationality: Report of the Secretary-General*, 19 December 2013, A/HRC/25/28, para. 14 参照。

⁵⁶ 第7回米州諸国会議によって採択された国家の権利及び義務に関する条約（165 LNTS 19、モンテビデオ条約）第1条。

⁵⁷ 「国家安全保障」(“national security”) という用語は 1961 年条約第1条第2項(c)及び第4条第2項

よりも高い基準を課しているものと解釈されなければならない。国家の本質的機能は、自国の統合性及び対外的安全を守り、かつ国を構成する基盤を保護することである。このような機能及び他の重大な利益を深刻に害する行為でなければ、第 8 条第 3 項(a)(ii)に基づく国籍剥奪は正当とされない⁵⁸。このような行為を行った個人の国籍剥奪という手段は、より侵害度の低い他の手段では締約国の重要な国益を保護することができない場合に限って用いるべきである。

63. 第 8 条第 3 項(a)(ii)に基づいて個人が締約国の国籍を剥奪される場合、国籍の剥奪が決定された時点ですでに関連の行為を行っていたのでなければならない⁵⁹。将来起こる可能性のある行為が、この規定に基づく国籍剥奪を生じさせる行為に該当することはあってはならない。

64. 国内の状況によっては、一部の「テロ行為」が第 8 条第 3 項(a)(ii)の適用対象となることも考えられる。国連総会決議 60/288 (2006 年)によれば、テロ活動とは、特に「人権、基本的自由並びに民主主義の破壊、領土保全への脅威、国家の安全、そして合法的に設立された政府の不安定化」を目的とする活動である⁶⁰。

65. テロリズムを理由とする国籍剥奪を認める法令は、公に入手可能であり、かつ許容されない行為の範囲を個人が理解するのに十分な明確さを備えたものであるべきである。各国は、国際法における発展との一致を確保するため、テロ対策に関する国内法を常に見直すべきである⁶¹。テロリスト集団若しくは非国家武装勢力の構成員であること又はこれらの集団と関係があることが国籍剥奪につながり得る行動であると規定する法律では、「構成員であること」の定義と、国籍剥奪に関する法的手続きの開始につながる行為の基準が明確に定められているべきである⁶²。

66. 締約国はさらに、テロリズムの性質があると考えられる具体的行為を掲げた、テロリ

(c)の文言で用いられている。

⁵⁸ United Nations Conference on the Elimination or Reduction of Future Statelessness, Summary Records, 21st Plenary Meeting, 11 October 1961, A/CONF.9/SR.21, p. 13. 第 8 条第 3 項(a)(ii)の文言が一般的性質の犯罪の除外を意図するものであることは、準備作業から明らかである。

⁵⁹ この解釈は、「行動した」と過去形で起草されている 1961 年条約第 8 条第 3 項の明白な意味に基づくものである。

⁶⁰ UNGA Res. 60/288, 20 September 2006, preambular para. 7.

⁶¹ 例えば、Human Rights Council, *Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on the protection of human rights and fundamental freedoms while countering terrorism*, 19 December 2014, A/HRC/28/28, para. 26 参照（『構成員であること』の定義を置かず、又は構成員であることと禁じられた地位若しくは活動とのつながりを要件としない国内法は、特に構成員であることが特定の者を対象とする制裁又は収監刑のような刑事処罰につながる場合には、法律適合性の原則に反することになる。法益剥奪の形で科されるいかなる制裁も、個人又は主体が故意にテロ行為を実行し、これに参加し又はその便宜を図ったことが、合理的根拠に基づいてはっきりと明らかになったことの結果であるべきである）。

⁶² 例えば、Human Rights Council, *Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on the protection of human rights and fundamental freedoms while countering terrorism*, 19 December 2014 A/HRC/28/28, para. 26 参照。

ズム関連の国際的な条約及び議定書を指針とすることができる。このような文書としては、1997年の爆弾テロ防止条約⁶³、1999年のテロ資金供与防止条約⁶⁴及び2005年の核テロリズム防止条約⁶⁵などがある。これらの文書は、航空機のハイジャック、人質行為、爆弾の使用及び核テロリズムといった特定の行為への寄与を対象とするものである。単にテロリスト集団の構成員であること又はテロリスト集団による訓練を受けたことは、一般的にはテロ行為に該当しない。これらの文書はまた、各国に対し、犯罪活動に関与した個人を訴追し又は引き渡すことも要求している。

67. 各国は、「侵害及び虐待が防止されかつ/又は繰り返されないよう行動がとられることを確保し、そのような侵害及び虐待の訴えを迅速に、徹底的に、独立の立場からかつ公正に捜査し、加害者を処罰し、かつ、十分な救済措置及び是正措置が被害者に提供されることを確保する」重要な義務を負う⁶⁶。このことは、テロリズムに対処しかつ対抗するための諸国間の協力の必要性⁶⁷（テロ行為の捜査及び訴追に関わる協力を含む）を強調する、国連安全保障理事会決議 2322（2016年）に反映されている⁶⁸。同決議に基づき、「各国は、テロ行為への資金供与又はテロ行為の支援に関わる刑事捜査又は刑事手続きとの関係で、相互に最大限の援助（手続きのために必要であって自国が所持する証拠の取得に関する援助を含む）を行う」ものとされる⁶⁹。また、諸国間の友好関係及び協力についての国際法の原則に関する1970年の宣言（国連総会決議 2625）は、「国際の平和及び安全の維持のために他国と協力する」各国の義務を掲げている。これらの義務と、国籍に関する各国の決定は国際法と一致する限りにおいて尊重されるという一般的原則⁷⁰に則り、国は、個人の国籍を剥奪するという決定が国際の平和及び安全の維持に関する自国の義務に及ぼす影響について、慎重な検討を行うべきである。国籍の剥奪が他国の平和及び安全に悪影響を及ぼす可能性があると考えるのが合理的である状況下では、自国の安全に注意を払うだけでは十分ではないことがある。このような考慮がとりわけ関連性を有するのは、いずれかの国が欠席手続きによって国籍の剥奪を行おうとし、そのために個人が自己の（元）国籍国

⁶³ テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約（2149 UNTS 256）第2条。

⁶⁴ テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約（2178 UNTS 197）第2条。

⁶⁵ 核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約（2445 UNTS 89）第2条。

⁶⁶ 例えば、Human Rights Council, *Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on the protection of human rights and fundamental freedoms while countering terrorism*, 19 December 2014, A/HRC/28/28, para. 40 参照。

⁶⁷ UNSC Res. 2322, 12 December 2016, preambular para. 10（「テロリズムは、テロリストの脅威を阻害し、損ない、孤立させかつ無力化するための、すべての国……の積極的な参加及び協働を伴う持続的かつ包括的なアプローチをとらなければ打倒できない……」）。

⁶⁸ UNSC Res. 2322, 12 December 2016. UNSC Res. 2178, 24 September 2014. UN Counter-Terrorism Implementation Task Force, *Guidance to States on human rights-compliant responses to the threat posed by foreign fighters*, 2018, <https://www.un.org/sc/ctc/wp-content/uploads/2018/08/Human-Rights-Responses-to-Foreign-Fighters-web-final.pdf>, para. 72.

⁶⁹ UNSC Res. 2322, 12 December 2016, para. 8.

⁷⁰ *Nottebohm Case (Liechtenstein v. Guatemala): Second Phase*, [1955] ICJ Reports 4, https://www.refworld.org/cases_ICJ.3ae6b7248.html, p. 23（「国際法は、自国の国籍の付与を規律する規則の策定を各国に委ねている」ものの、そのような規則は「それが国際法と一致する限りにおいて他国の承認が得られる」）。

に帰れなくなる場合である。このような国籍剥奪は、他国の安全保障上のリスクを高めるとともに、国連安全保障理事会決議 2322 (2016 年) に則ってテロリズムに対抗し⁷¹、かつ国連総会決議 2625 (XXV)⁷²に基づいて「すべての人の人権及び基本的自由の普遍的尊重及び遵守の促進に関して協力する」ための諸国間の協力を増進しようとする努力を阻害する可能性がある。

68. 国外の非国家武装集団の構成員 (例えば外国人テロ戦闘員) となった個人の国籍国は、可能な時は常に、当該個人の実効的捜査及び訴追を行うべきである⁷³。侵害の加害者に責任を取らせないことは、不処罰の感覚を醸成させる可能性がある⁷⁴。

他国に対する忠誠又は締約国に対する忠誠拒否 (第 8 条第 3 項(b))

69. 第 8 条第 3 項(b)は、関連の宣言が行われている場合⁷⁵、国籍の剥奪によって無国籍が生じてはならないという基本的規則に対する例外を認めている。その例外が認められるのは、ある者が「他の国に対する忠誠について宣誓を行ったか、若しくは正式な宣言をしたか」又は「締約国に対する忠誠を拒否する決意の明白な証拠を示した」場合である⁷⁶。この規定で用いられている国家への “allegiance” とは国家への “loyalty” と同義であり、いず

⁷¹ UNSC Res. 2322, 12 December 2016, preambular para. 12 (「テロ行為の防止、捜査及び訴追のために……国際協力を強化することの重要性を強調し、かつ、テロリズムとの闘い(紛争地域へと向かい、かつ紛争地域から帰還する[外国人テロ戦闘員]の行き来を食い止めることを含む)における国際協力の強化に関連した、特に活動の越境的性質を理由とする持続的課題を認識し)。

⁷² UNGA Res. 2625 (XXV), 24 October 1970.

⁷³ 例えば、Human Rights Council, *Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on the protection of human rights and fundamental freedoms while countering terrorism*, 19 December 2014, A/HRC/28/28, para. 44 参照。また、国連安全保障理事会による「外国人テロ戦闘員」の定義は、UNSC Res. 2178, 24 September 2014, para. 6(a) 参照。

⁷⁴ UN Counter-Terrorism Implementation Task Force, *Guidance to States on human rights-compliant responses to the threat posed by foreign fighters*, 2018, <https://www.un.org/sc/ctc/wp-content/uploads/2018/08/HumanRights-Responses-to-Foreign-Fighters-web-final.pdf>, para. 20. また、UN Economic and Social Council, Commission on Human Rights, *Updated Set of principles for the protection of human rights through action to combat impunity*, 8 February 2005, E/CN.4/2005/102/Add.1, p. 6 (不処罰とは、「侵害の加害者が、告発され、逮捕され、裁判で審理され、かつ有罪と認定された場合に適当な処罰を言い渡されること及び被害者に賠償を行うことにつながりうるいかなる調査の対象ともされないために、これらの加害者の責任を——刑事上、民事上、行政上又は懲戒上のいずれの手続きにおいてであれ——……問えないこと」と解釈できよう) 及び Human Rights Council, *Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on the protection of human rights and fundamental freedoms while countering terrorism*, 19 December 2014, A/HRC/28/28, para. 44 (「国際人権法の重大な違反及び国際人道法の違反が行われたすべての事案について、実行犯の実効的捜査及び訴追を通じて責任を取らせることは、正義を確保し、被害者を救済し、かつさらなる違反を防止するために不可欠である。責任を取らせる役割を果たすべきなのは主として国であり、国は、司法に関する最低国際基準を満たしながら、当該違反が捜査され、かつ証拠により正当と認められる場合には訴追されることを確保する義務を負う) も参照。

⁷⁵ 2020 年 1 月現在、第 8 条第 3 項に基づく宣言を行った 13 か国のうち 3 か国が、第 8 条第 3 項(a)の事由に限定した宣言を行っている。従って、これらの国は、第 8 条第 3 項(b)に基づいて個人の国籍を剥奪することはできない。宣言に第 8 条第 3 項(b)を含めている 10 の締約国は、そこに掲げられた要件(本ガイドラインの第 69~71 段落)が満たされている時は、同条に依拠することができる。

⁷⁶ この規定は、国際法における国の定義に則って解釈されるべきである。前掲第 60 段落参照。

れも忠誠を意味する⁷⁷。例えば、ある者が反乱集団に加入することを決意したとしても、他国に忠誠を誓ったことにはならない。

70. 従って、当該個人が公式な措置（すなわち宣誓又は正式な宣言）をとって他国への忠誠を宣言した場合、国籍の剥奪が行われ得る。例えば、個人が帰化手続きの際にそのような忠誠の宣誓を行うこともあろう。望ましい実践のあり方として、締約国は、関連する他国への忠誠の宣誓又は宣言の構成要素が国内法で明確に規定されていることを確保すべきである。また、締約国は、当該個人に対し、その者が行った宣誓又は宣言が有効である限りは締約国の国籍を剥奪されるおそれがある旨の、適切な警告を行うべきである。当該個人に対しては、その警告に対応するための公正かつ合理的な期間も与えられるべきである。

71. 締約国に対する忠誠の拒否の場合、拒否を構成する行為は、他国に対する忠誠の宣誓又は正式な宣言に匹敵するほど重大なものとされるべきである。例えば、ある個人が武力紛争中に軍から脱走して紛争当事者である敵国の軍に入隊した場合、第 8 条第 3 項(b)の適用対象となる可能性がある。また、国籍の剥奪を行うためには、締約国に対する「忠誠を拒否する決意」の「明白な証拠」が存在しなければならない⁷⁸。そのため、締約国が依拠するすべての証拠を徹底的に評価した後でなければ、当該個人がこの理由による国籍剥奪についての関連の基準を満たしたと判断することはできない⁷⁹。

国籍の剥奪は公正な審理について定めた法律に従って行われなければならない（1961 年条約第 8 条第 4 項）

72. 1961 年条約第 8 条第 4 項では、「締約国は、当該個人に対して裁判所又は他の独立した機関による公正な審問をうける権利を与える法に従う場合を除き、この条の 2 又は 3 の規定によって認められる剥奪の権限を行使してはならない」と規定されている。従って、第 8 条第 2 項又は第 8 条第 3 項に基づく国籍の剥奪が認められるためには 2 つの要件が存在する。ある者から国籍を剥奪する国の権限が締約国の法で定められていることとその法で、第 8 条第 2 項又は第 8 条第 3 項に基づいて国籍を剥奪されるいかなる者も、裁判所又は独立の機関において公正な審理を受ける権利を有することが確保されていることである⁸⁰。

73. 注目すべきなのは、1961 年条約が、たとえ無国籍につながる場合でも個人の国籍を剥奪する限定的な権限を締約国に認めている一方で、このようなすべての個人は、第 8 条第 4 項に基づき、公正な審理を受ける無条件の権利を認められているということである⁸¹。第

⁷⁷ 前掲第 57 段落参照。

⁷⁸ 無国籍削減条約第 8 条第 3 項(b)。

⁷⁹ 同上第 8 条第 4 項。後掲第 72～75 段落及び第 97～108 段落も参照。

⁸⁰ 後掲第 97～108 段落参照。

⁸¹ UN Conference on the Elimination or Reduction of Future Statelessness, Summary Records, 20th

8 条第 4 項の規定では公正な審理の時期は明示されておらず、従ってこの点については解釈の余地が残るものの、望ましい実践のあり方として、審理は国籍が剥奪される前に行われるべきであり、また当該個人はあらゆる関連の法的手続が終結するまで当該国籍を維持するとされるべきである。犯罪行動とされるものが国籍剥奪の根拠である場合、このような剥奪は、刑事裁判所による終局的有罪認定に始まる 2 段階の手続きを経て行われるべきである。有罪が確定した後、裁判所又は他の独立の機関による、国籍剥奪についての公正な審理を行うことになる。

74. 締約国の法律で、国籍の剥奪は当該剥奪の許容性に関する公正な審理に先んじて行うことができると定められている場合、当該者に対し、審理の場で国籍剥奪決定の本案について異議を申し立てる権利についての情報も提供されるべきであり、かつそのような審理の機会は遅滞なく提供されるべきである。法的手続が進行している間、国籍剥奪の効果は停止されるべきであり、法的手続が終結するまで当該者が国籍——及び関連の諸権利——を引き続き享有できるようにすることが求められる。審理の公正を期するため、当該者に対しては、締約国の立場の根拠についての、異議申し立てを可能にするのに十分な情報が提供されるべきである。国籍剥奪に関する決定（剥奪の理由を含む）を書面で交付することも求められる。国が示した事実及び主張に関して、裁判所又は他の独立の機関において意味のある形で争うことを可能にする十分な情報が存在しない場合、ある者が第 8 条第 4 項で定められた権利を享有していると言うことはできない。このことは、公正な審理が国籍剥奪の前に行われるか、又は剥奪後速やかに行われるかにかかわらず、妥当する。

75. 国籍の喪失又は剥奪に関する裁判所又は他の独立の機関の決定は、締約国の行政府に対する拘束力を有するべきである。

人種的、民族的、宗教的又は政治的理由による剥奪の禁止⁸²

76. 1961 年条約第 9 条は、締約国は「人種的、民族的、宗教的又は政治的な理由に基づいて、いかなる個人又は個人の集団からも国籍を奪うことはできない」と規定している。

77. 第 9 条は、国籍の剥奪によって無国籍という結果が生じるか否かにかかわらず適用される。第 9 条に基づき、締約国は、行政行為、法律行為その他の行為によってある個人の集団（例えばマイノリティである民族的又は宗教的集団）の国籍を剥奪することはできない。締約国が個人の国籍を剥奪する前に 1961 年条約第 8 条に従った個別審査が行われなければならない、また国籍剥奪の根拠が第 9 条で禁じられたいずれかの事由であることがあ

meeting of the Committee of the Whole, 24 April 1961, A/CONF.9/SR.20, p. 3. (準備作業によれば、「手続の詳細は当然のことながら国ごとに異なるとはいえ、国籍を剥奪されるいかなる者に対しても、独立のかつ公正な機関に対して主張を提出する機会が与えられるべきであるという見解については……反対意見は表明されなかった」)。

⁸² 本ガイドラインの III(a)及び(b)に挙げられている諸規定は国籍に対する権利を成文化したものであり、無国籍削減条約第 9 条の適用にも関連する。その多くは、国籍の恣意的剥奪の禁止の主要な側面のひとつとして、差別の禁止に言及しているためである。

ってはならない。

78. 第9条で「政治的な理由」が禁じられていることに従い、国籍の剥奪は、個人の表現の自由、集会の自由又はその政治的意見に関連するその他の権利に合致する行動に基づいて行われてはならない。このことは、締約国が、1961年条約第8条第3項に基づく国籍剥奪の根拠として個人の政治的信条に依拠しようとする場合に、とりわけ関連性を有する。いかなる状況においても、政権とは異なる政治的視点を違法化し又は特定の政治的意見を有する集団を非合法化する手段として、国籍剥奪が用いられるべきではない。

79. 1961年条約第9条は、国際人権法上の進展によって補完される。関連の法律は後掲第110～112段落に掲げている。

D. 他国の国籍を保持又は取得の判断

80. 1961年条約に掲げられた、国籍の喪失又は剥奪の結果として無国籍が生じることの一般的禁止に対する限られた例外が適用される場合を除き、締約国は、国内法で国籍の喪失・剥奪に関する規定が置かれる場合には常に、無国籍となることからの保護措置が設けられることを確保しなければならない。ある者が第2の国籍を有しているか否かに関する締約国の審査は、当該者から自国の国籍を剥奪するという決定の時点で行われることになる⁸³。従って、1961年条約第8条第2項及び第8条第3項が定める限られた例外が適用される場合を除き、締約国は、個人が他国の国籍をかつて保持していたこと、当該国籍の取得資格を有していること又は当該国籍を（再）取得できることを理由として、その者の国籍を剥奪することはできない。望ましい実践のあり方として、締約国は、国籍の喪失・剥奪は当該個人がすでに他国の国籍を保持している場合でなければ行えない旨、国内法で規定すべきである。

81. 個人が国籍の喪失・剥奪によって無国籍となるか否かについての問題は、当該個人が他国の国籍を現在有しており、かつその証拠を保持しているかに否かに拠っている。この点に関する審査は、他国の国籍法に関する一国の解釈に基づいて行われるのではなく、当該国との協議および当該国による書面での確認を踏まえて行われるべきである。

82. 締約国は、1961年条約第8条に則って個人の国籍を剥奪しようとする場合、国籍が剥奪された時点で当該個人が無国籍となるか否かの審査を実施しなければならない。1961年条約の目的にとって重要なのは、国籍の喪失・剥奪と同時に無国籍となるかであって、当該個人に他の国の国籍を取得する潜在的資格があるか否かの問題ではない⁸⁴。他国の国籍を取得する資格又は権利があると判断される場合に個人の国籍の剥奪を認める法令は、個人が国籍剥奪と同時に無国籍となるリスクが高いため、非常に問題がある。

⁸³ UNCHR Handbook on Protection of Stateless Persons 2014, para. 50.

⁸⁴ 同上第23段落。

83. 締約国が、1961年条約第5～7条に基づく国籍の喪失に関して他の国の国籍の取得を条件としている場合、当該国籍の取得が確実かつ目前であるべきである。さらに、締約国は、締約国の国籍の喪失後、第2の国籍の取得が速やかに（例えば1年以内に）なされなかった場合、当該個人の国籍を回復させるべきである。いずれにせよ、国籍の喪失・剥奪に関して他の国の国籍の取得が条件とされている場合、国は、物理的にも金銭的にも容易にアクセスでき、かつ手続的段階および証拠要件の面で簡素な国籍取得手続を個人が利用できる場合でなければ、国籍を無きものとするべきではない。さらに、国籍取得/再取得手続は迅速に進められなければならない、また国籍の再取得は、定められた要件が満たされる場合には非裁量的なものである、保障されなければならない⁸⁵。

III. 国際法上の国籍に対する権利及び国籍の恣意的剥奪の禁止

84. 締約国は、1961年条約に基づいて国籍を無きものとする権限の行使にとって、国籍に対する権利及び国籍の恣意的剥奪の禁止が基本的関連性を有することに留意するべきである。本章で示す指針は、国際法及び望ましい実践のあり方一般に関する限りにおいて、1961年条約の締約国ではない国にとっても関連性を有する。

85. 世界人権宣言は、第15条で「すべて人は、国籍をもつ権利を有する」と定めている。国籍に対する権利及びこれに関連する国籍の恣意的剥奪の禁止が国際法の基本原則であることについては、強力な国際的合意が存在する⁸⁶。これらの2つの原則は緊密に関係しており、かつ相互に強化し合うものである。両原則は、世界人権宣言第15条第1項及び第2項で隣り合わせに規定されている⁸⁷。国籍の恣意的剥奪の禁止は、かつて特定の国家の市民であると認められていた個人が恣意的に市民として認められなくなるすべての状況に適用される（従って、前掲II(c)で定義した国籍の喪失及び剥奪の双方が対象となる）⁸⁸。

⁸⁵ 同上第155段落。

⁸⁶ 国籍に対する権利の基本的性質は、多くの国内裁判所及び国際裁判所によって確認されてきた。例えば、*KV v Secretary of State for Home Department*, Court of Appeal of England and Wales, [2019] EWCA Civ 1796, para. 18; *Anudo Ochieng Anudo v Republic of Tanzania*, African Court on Human and Peoples' Rights, Application No. 012/2015, 22 March 2018, para. 76; and *Case of Expelled Dominicans and Haitians v Dominican Republic*, 28 August 2014, Inter-American Court of Human Rights, Series C No. 282, paras. 253 and 255 参照。また、*Case Concerning United States Diplomatic and Consular Staff in Tehran (United States v Iran)* [1980] ICJ Reports 3, para. 91 も参照。ICJはこの判決で、世界人権宣言の諸原則が基本的性格を有することを確認している。

⁸⁷ 例えば、Hurst Hannum, *The Status of the Universal Declaration of Human Rights in National and International Law*, [1996] 25 Georgia Journal of International and Comparative Law 287, <https://digitalcommons.law.uga.edu/gjic/vol25/iss1/13/>; and Gerard-René de Groot and Olivier Willem Vonk, *International Standards on Nationality Law: Texts, Cases and Materials* (Wolf 2015), pp. 45-46 参照。

⁸⁸ 例えば、Human Rights Council, *Human rights and arbitrary deprivation of nationality: Report of the Secretary-General*, 14 December 2009, A/HRC/13/34, para. 23 参照（「国籍の恣意的剥奪の問題には、個人の申請による国籍の自発的喪失は含まれないものの、他のあらゆる形態の国籍の喪失は対象となる。これには、特に差別的理由に基づいて国籍の取得又は維持を恣意的に妨げるもの及び法の運用において自動的に国籍を剥奪するもの、並びに、行政当局による行為であって国籍の恣意的剥奪という結果を生じさせるものが含まれる」）。

A. 国籍に対する権利

86. 国籍に対する権利及び国籍の恣意的剥奪の禁止は広く批准された多数の国際条約に反映されているため、すべての国が、この権利を保護しかつこの禁止を支持する義務を負っている。市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）は、第 24 条第 3 項で「すべての児童は、国籍を取得する権利を有する」と規定する。ほぼすべての国が批准している児童の権利条約は、第 7 条第 1 項で「児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する」と規定する。女子差別撤廃条約は、第 9 条第 1 項で、締約国は「国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する」と定める。女子差別撤廃条約第 9 条第 2 項は、「締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える」と定める。

87. あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）第 5 条は、締約国に対し、特定の権利（国籍に対する権利を明示的に含む）をすべての者が享有する権利を、人種、皮膚の色又は民族的若しくは種族的出身による差別なしに保障することを義務付けている。障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）は、第 18 条で、締約国は、障がいのある人が国籍を取得し及び変更する権利を有すること並びにその国籍を障がいに基づいて奪われないことを確保しなければならないと規定する。すべての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する国際条約（移住労働者権利条約）は、第 29 条で、「移住労働者の児童は、名前、出生登録及び国籍に対する権利を有する」と定める⁸⁹。

88. 国籍に対する権利及び国籍の恣意的剥奪の禁止の基本的性質は、国連総会決議 50/152（1996 年）でも想起されている。総会は同決議で、「特に国籍の恣意的剥奪を防止することにより、国際法の基本原則に一致する形で無国籍を削減するための国籍法を採択することを各国に求めた⁹⁰。人権理事会決議 2005/45（2005 年）、7/10（2008 年）、10/13（2009 年）、13/2（2010 年）、20/5（2012 年）、26/14（2014 年）及び 32/5（2016 年）でも、国籍に対する権利が基本的人権であることが再確認されている。これらのことを踏まえ、国連事務総長は、「各国は、人権分野におけるものを含む自国の国際的義務と一致するやり方で国籍の取得、放棄及び喪失について規律する法律を制定しなければならない」と述べた⁹¹。国際法委員会は、「無国籍の発生を防止するためにあらゆる適当な措置をとる〔国家〕

⁸⁹ このほか、強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約（2716 UNTS 3）第 25 条第 4 項も参照。

⁹⁰ UNGA Res. 50/152, 9 February 1996, para. 16.

⁹¹ 例えば、*Advisory Opinion No. 4, Nationality Decrees Issued in Tunis and Morocco* [1923] PCIJ Series B, No. 4, p. 24 参照。また、Human Rights Council, *Impact of the arbitrary deprivation of nationality on the enjoyment of the rights of children concerned, and existing laws and practices on accessibility for children to acquire nationality, inter alia, of the country in which they are born, if*

承継関係国の義務は、国籍に対する当該者の権利から必然的に派生するもの」であり、また「無国籍であることの苦境と闘う切迫した必要性に関する各国の意識の高まり」が存在することを強調している⁹²。

89. 国籍に対する権利に関して強力な国際的合意が存在することは、複数の地域条約及び地域文書がこの権利に言及していることによって、さらに明らかになる。このような条約・文書としては、児童の権利及び福祉に関するアフリカ憲章（第 6 条）、米州人権条約（第 20 条）、人の権利及び義務に関する米州宣言（第 19 条）、人権及び基本的自由に関する独立国家共同体条約（第 24 条）、イスラームにおける児童の権利に関する規約（第 7 条）、アラブ人権憲章（第 29 条）及び東南アジア諸国連合（ASEAN）人権宣言（第 18 条）などがある。欧州国籍条約では、「権利」という言葉は用いられていないもの、国籍の取得に関して締約国が従うべき、無国籍の防止を意図した規則は掲げられている（第 6 条）⁹³。

90. また、国籍に対する権利及び無国籍の解消の重要性を強調する地域的宣言も多数存在する。このような宣言としては、「ブラジル宣言及び行動計画：ラテンアメリカ・カリブ海地域における難民、避難民及び無国籍者の国際保護を強化するための協力及び地域的連帯の枠組み」⁹⁴、「無国籍の根絶に関する西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）加盟国のアビジャン閣僚宣言」⁹⁵、「帰属及び法的身分証明に関するアラブ宣言」⁹⁶、「無国籍の根絶に関する大湖地域国際会議宣言」⁹⁷及び「中部アフリカにおける無国籍の根絶に関するンジャメナ・イニシアティブ」⁹⁸などがある。国連総会も、国連難民高等弁務官が 2014 年に開始した「10 年間で無国籍をなくすためのグローバル・キャンペーンを歓迎」し、「すべての国に対し、無国籍の防止及び削減を前進させるためにとり得る行動を検討するよう奨励」した⁹⁹。

they would otherwise be stateless: Report of the Secretary General, 16 December 2015, A/HRC/31/29, para. 3 も参照。

⁹² International Law Commission, *Draft Articles on Nationality of Natural Persons in relation to the Succession of States with commentaries*, Yearbook of the International Law Commission, 1999, Vol. II (Part Two), <https://www.refworld.org/docid/4512b6dd4.html>, p. 27.

⁹³ 欧州国籍条約（1997 ETS 166）第 4 条（「国籍に関する規則は次の原則に基づくものとする。(a)すべての者は、いずれかの国の国籍に対する権利を有する。(b)無国籍は回避されなければならない。(c)何人も、その国籍を恣意的に剥奪されない。(d)締約国の国民と外国人との間における婚姻若しくは婚姻の終了又は婚姻中におけるいずれかの配偶者の国籍の変更が、他の配偶者の国籍に自動的に影響を及ぼすことはない」）。

⁹⁴ Brazil Declaration and Plan of Action, 3 December 2014, <https://www.refworld.org/docid/5487065b4.html>.

⁹⁵ Abidjan Declaration of Ministers of ECOWAS Member States on Eradication of Statelessness, 25 February 2015, <https://www.refworld.org/docid/54f588df4.html>.

⁹⁶ Arab Declaration on Belonging and Legal Identity, 28 February 2018, <https://www.refworld.org/docid/5a9ffbd04.html>.

⁹⁷ Declaration of International Conference on the Great Lakes Region (ICGLR) Member States on the Eradication of Statelessness, 16 October 2017, CIRGL/CIMR/DEC/15/10/2017, <https://www.refworld.org/docid/59e9cb8c4.html>.

⁹⁸ N'Djamena Initiative on the Eradication of Statelessness in Central Africa, 12 December 2018, <https://www.refworld.org/docid/5c2f3f8b4.html>.

⁹⁹ UNGA Res. 70/135, 23 February 2016, para. 12.

B. 国籍の恣意的剥奪の禁止

91. 人権と国籍の恣意的剥奪に関する 2009 年の国連事務総長報告書に反映されているように、国籍の恣意的剥奪の禁止を構成する最低限の内容は、国籍の喪失・剥奪が、法の定め的一致しており、正当な目的を達成する最も侵害度の低い手段であり、かつ適正手続に従って行われるということである。これらの各要素については後掲第 92～108 段落で取り上げる¹⁰⁰。国籍の恣意的剥奪の例としては、司法上、法律上又は行政上の措置を通じてある民族集団全体の国籍を自動的に無きものにする事、裁判所又は独立の機関における公正な裁判なくしてある者の国籍を取り消す事、及び、差別的事由に基づいて国籍の取得を否定することなどがある。

国籍の喪失・剥奪は法律に従って行われなければならない

92. 国籍の恣意的剥奪が禁止されているということは、国によるいかなる国籍の喪失・剥奪にも法律上の明確な根拠がなければならないということである。国籍の恣意的剥奪の禁止に備わるこの要素は、1961 年条約第 8 条に反映されている¹⁰¹。当該の法律は、国籍を取り消す国の権限を認めるとともに、市民が、国籍喪失・剥奪のきっかけとなる行動によって生じる結果がどのようなものであるかを合理的に予見できるように、十分に明確なものでなければならない。望ましい実践のあり方として、国籍の喪失・剥奪に関する国内法には、最低限、1961 年条約に掲げられたものに匹敵する保障措置が規定されるべきである¹⁰²。

93. 国は、国籍の喪失・剥奪に関する法律であって国籍の喪失・剥奪につながる作為又は不作為を個人が行った時点で施行されていたものを、人は行為時に犯罪とされていなかった行為を理由として裁かれてはならないという一般的原則に則る限りで適用できる¹⁰³。無国籍又は国籍喪失・剥奪によるその他の悪影響が生じないようにするための措置として、国籍の喪失又は剥奪の新たな理由が国内法に導入される場合、国は、新たな理由の導入前であれば国籍の喪失又は剥奪に至らなかったであろう行為又は事実関係を理由として個人が国籍を喪失することを防止するための、経過規定を設けておくべきである。

国籍の喪失・剥奪は常に、正当な目的に比例するものでなければならない

94. 比例性の原則は、国際的・地域的人権条約を含む多数の国際人権文書に反映されている¹⁰⁴。国籍の喪失・剥奪の比例性を保つためには、国籍の喪失・剥奪に至る措置が「……

¹⁰⁰ 例えば、Human Rights Council, *Human rights and arbitrary deprivation of nationality: Report of the Secretary-General*, 14 December 2009, A/HRC/13/34, 14 December 2009, para. 25 参照。

¹⁰¹ 前掲第 72 段落参照。

¹⁰² 無国籍削減条約に掲げられた基準の詳しいあらまは、前掲 II を参照。

¹⁰³ 例えば、*Case of Expelled Dominicans and Haitians v Dominican Republic*, 28 August 2014, Inter-American Court of Human Rights, Series C No. 282, para. 298 参照。

¹⁰⁴ 例えば、Yutaka Arai-Takahashi, 'Proportionality' in Dinah Shelton (ed), *The Oxford Handbook of International Human Rights Law* (Oxford University Press 2013), DOI:

国際人権法の趣旨に合致する正当な目的にかなって」おり、かつ国が追求する目的を達成するために必要な最も侵害度の低い手段であるべきである¹⁰⁵。従って、国籍の喪失又は喪失・剥奪によって生じる結果と追求されている目的との比較衡量が行われなければならない¹⁰⁶。国籍の喪失・剥奪により、その他の諸権利（特に本ガイドラインで取り上げているもの）にアクセスしかつこれらを享有する個人の能力にどのような影響が生じるかが考慮されるべきである。また、追求される目的は正当なものでなければならず、国籍の喪失・剥奪は、ある者が表現又は結社の自由に対する権利等の権利を主張したことを処罰することが目的とされてはならない。

95. ある者が他の国の国籍を保持しているかどうかの問題は、国籍の喪失又は剥奪が国の追求する目的に比例しているか否かについての審査に関連する。これは、当該個人にとっての影響を判断する際の主要な要素のひとつだからである。当該者が他の国の国籍を保持していない場合、国籍の喪失・剥奪によって無国籍が生じる¹⁰⁷。ある者が他の国の国籍を保持しており又は（再）取得できる可能性がある場合であったとしても、当該国に居住する権利が何らかの形で失われれば、居住に伴うすべての権利も失われることになる。従って国は、国籍の喪失・剥奪が行われる前に、関連の目的を達成するための、より侵害度の少ない代替手段が存在しないことを確保するべきである。無国籍がもたらす重大な結果に鑑み、無国籍という結果を生じさせる国籍の喪失・剥奪は、限定された狭い範囲の状況下以外では、比例性を有するものとして正当化され得るとは考えにくいということになる¹⁰⁸。このことは、1961年条約に基づいて締約国が国籍を取り消すことのできる状況がきわめて限定されていることに反映されている。

96. 時期の考慮も比例性のテストに関連する。従って国は、行為が実行されてから当局がそれを発見するまでの期間及び発見から国籍の喪失・剥奪に至るまでの期間について、定められた限定的な期限を確保するよう奨励される。

適正手続が保障されない国籍の喪失・剥奪は恣意的である

97. 国籍の恣意的剥奪を回避するためには、国として、無国籍という結果が生じるか否かにかかわらず、国籍喪失・剥奪のあらゆる事案において手続的保障措置を実施することが

10.1093/law/9780199640133.003.0020 参照。

¹⁰⁵ 例えば、*Rottmann v Freistaat Bayern*, Case C-135/08, [2010] ECR I-01449, https://www.refworld.org/cases_ECJ_4be130552.html, para. 56; Human Rights Council, *Human rights and arbitrary deprivation of nationality: Report of the Secretary-General*, 19 December 2013, A/HRC/13/34, para. 25; and Human Rights Council, *Human rights and arbitrary deprivation of nationality: Report of the Secretary-General*, 19 December 2013, A/HRC/25/28, para. 4 参照。

¹⁰⁶ International Law Commission, *Draft Articles on the Expulsion of Aliens with commentaries*, Yearbook of the International Law Commission, 2011 Vol. II (Part Two), <https://www.refworld.org/docid/5539ef8e4.html>, Article 8.

¹⁰⁷ 例えば、*Rottmann v Freistaat Bayern*, Case C-135/08, [2010] ECR I-01449, https://www.refworld.org/cases_ECJ_4be130552.html, para. 57 参照。

¹⁰⁸ 例えば、Human Rights Council, *Human rights and arbitrary deprivation of nationality: Report of the Secretary-General*, 19 December 2013, A/HRC/25/28, para. 4 参照。

必要である¹⁰⁹。従って、国籍喪失・剥奪のあらゆる事案で適正手続要件が満たされなければならない。

98. 自由権規約第 14 条第 1 項に基づき、「すべての者は、その刑事上の罪の決定又は民事上の権利及び義務の争いについての決定のため、法律で設置された、権限のある、独立の、かつ、公平な裁判所による公正な公開審理を受ける権利を有する」¹¹⁰。国籍に対する個人の権利を侵害する国の決定は、国際法の問題として適正手続上の保護に服するのである。この文脈における適正手続要件の最低限の内容として、個人は、自己の国籍が取り消された理由を理解できなければならず、また国籍の喪失・剥奪に異議を申し立てることのできる法律上及び/又は行政上の手段にアクセスできなければならない¹¹¹。

99. 国籍の取得、維持又は放棄に関わる国の決定は、書面で交付され、かつ実効的な行政上及び司法上の再審査の対象とされ得るべきである¹¹²。国籍を取り消された個人に対しては、当該個人が理解できる言語による喪失・剥奪理由の説明書も提供されるべきである。

100. 1961 年条約第 8 条第 4 項は、国籍の剥奪によって無国籍という結果が生じる場合には個人に対して公正な審理の機会が与えられることを要求していることから、国籍の恣意的剥奪の禁止に関わる適正手続の要素には、国籍喪失・剥奪のあらゆる事案で公正な審理を行うことが含まれる。公正な審理に対するこの権利には、第 1 次決定に対して異議を申し立てられることも含まれる¹¹³。

101. ある者が無国籍であるか否かの判断は、過去を振り返るものでも将来を予想するも

¹⁰⁹ 国籍の恣意的剥奪の禁止に含まれるこの要素は、無国籍削減条約第 8 条第 4 項に反映されている。前掲 II(c)参照。

¹¹⁰ 例えば、UN General Assembly, *Report of the Special Rapporteur on the promotion and protection of human rights and fundamental freedoms while countering terrorism*, 6 August 2008, A/63/223, para. 12; 人権及び基本的自由の保護に関する条約 (欧州人権条約、ECHR) 第 6 条; 米州人権条約 (米州人権専門家会議において採択、1969 年 11 月 22 日) 第 8 条; 人及び人民の権利に関するアフリカ憲章 (1981 年 6 月 27 日採択・1986 年 10 月 21 日発効、(1982) 21 ILM 58) 第 8 条; テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約 (2178 UNTS 197) 第 17 条及び第 21 条; 並びに UN Human Rights Committee, *General comment no. 32: Article 14, Right to equality before courts and tribunals and to fair trial*, 23 August 2007, CCPR/C/GC/32, <http://www.refworld.org/docid/478b2b2f2.html> 参照。

¹¹¹ 例えば、Human Rights Council, *Human rights and arbitrary deprivation of nationality: Report of the Secretary-General*, 19 December 2013, A/HRC/25/28, para. 31 参照。

¹¹² International Law Commission, *Draft Articles on Nationality of Natural Persons in relation to the Succession of States with commentaries*, Yearbook of the International Law Commission, 1999 Vol. II (Part Two), <https://www.refworld.org/docid/4512b6dd4.html>, Article 17 (「国籍の取得、維持若しくは放棄又は国家継承に関連する選択権の行使に関わる申請は、不当に遅延することなく処理されるものとする」。関連の決定は書面で交付し、かつ実効的な行政上及び司法上の再審査の対象とされ得るものとする)。また、国籍に関する欧州条約 (1997 ETS 166) 第 11 条及び Human Rights Council, *Human rights and arbitrary deprivation of nationality: Report of the Secretary-General*, 19 December 2013, A/HRC/25/28, para. 32 も参照。

¹¹³ 例えば、*Anudo Ochieng Anudo v Republic of Tanzania*, African Court on Human and Peoples' Rights, Application No. 012/2015, 22 March 2018, https://www.refworld.org/cases_AfCHPR_5d7bb4784.html, para. 116; and Human Rights Council, *Human rights and arbitrary deprivation of nationality: Report of the Secretary-General*, 19 December 2013, A/HRC/25/28, para. 32 参照。

のでもない。ある者が、無国籍者地位条約第 1 条に掲げられた無国籍者の定義に照らして無国籍であるか否かの問題は、当該者の国籍喪失・剥奪が行われる時点で評価されなければならない¹¹⁴。従って、国籍の喪失、剥奪又は放棄に関する要件又は手続きが部分的にしからず充足されておらず又は終結していない場合、当該個人は依然として国民と認められなければならない。法的手続が進行している間、国籍を取り消す旨の決定は停止されるべきであり、法的手続が終結するまで当該個人が国籍——及び関連の諸権利——を引き続き享有できるようにするべきである¹¹⁵。

102. 国籍喪失・剥奪の結果として国が出入国管理上の制裁（拘禁、渡航禁止及びその他の移動の自由の制限並びに身分証明書類の没収を含む）を課す場合、これらの措置が、国籍の喪失・剥奪において国が追求する目的に比例しているか否かの定期的審査が行われるべきである。最低限、個人が、例えば事案のあらゆる事情に照らして拘禁が比例性のある措置であるかについての定期的審査を受けることなく、恣意的に拘禁されることがあってはならない。このことは、法律上及び/又は行政上の手続きの進行中並びに終局決定が行われた後のいずれについても当てはまる。

103. ある個人が他の国の国籍を保持しており又は取得するか否かの判断が国籍喪失・剥奪の許容性の問題に関わってくる場合には常に¹¹⁶、個人が他国の国民であることを根拠としたいと考える国は、望ましい実践のあり方として、当該個人が自国の市民である旨の確認を、当該他国から書面で得るべきである¹¹⁷。

104. 国がある者の国籍を欠席手続によって剥奪しようとする場合、そのような剥奪の当事者が公正な審理に实际的または効果的にアクセスできる可能性は低く、このような理由から、欠席手続による国籍剥奪は行われるべきではない。それでも欠席手続によってある者の国籍を剥奪しようとする場合、国は、国籍剥奪は国の正当な目的に比例する措置でなければならないという要件に従い、対象者が国内に存在することによって具体的に生ずる国の安全へのリスクを回避するために欠席手続による国籍剥奪がやむを得ず必要であること、及び、他の手段によってこのようなリスクを緩和するのは不可能であることについて、裁判所の認可を求めるべきである。

105. 国が欠席手続によって個人の国籍を剥奪した場合であって、その後、当該個人から剥

¹¹⁴ UNHCR Handbook on Protection of Stateless Persons 2014, para. 50.

¹¹⁵ 例えば、Human Rights Council, *Human rights and arbitrary deprivation of nationality: Report of the Secretary-General*, 19 December 2013, A/HRC/25/28, para. 33 参照（「国籍の喪失又は剥奪が停止されず、外国人となった元国民が追放されるのであれば、異議申立て手続へのアクセスは問題の多いものとなり、関連する適正手続上の保障は無効になりかねない。同様に、国籍の喪失・剥奪によって財産権も失われる場合、当該個人は自宅又は事業及び獲得されたその他の権利を喪失せざるを得ないかもしれない。このような干渉は、その後、国籍の喪失又は剥奪が不法又は恣意的であって取り消されなければならないことが確定したとしても、修復困難となる可能性がある」）。

¹¹⁶ 前掲第 80～83 段落参照。

¹¹⁷ 前掲第 80～83 段落参照。

奪に対する異議申立てがあった場合、国は、望ましい実践のあり方として、当該剥奪の無効を宣言した上であらためて関連の法律上及び行政上の手続きを進めるべきである。このような対応をとらない場合、国は、当該者が異議申立て手続きに実際的かつ効果的にアクセスできることを確保するとともに、異議申立て手続きの継続中、国籍剥奪を停止するべきである。

効果的な救済措置

106. 国は、国籍の恣意的剥奪の禁止に違反して国籍を取り消された個人が効果的な救済措置にアクセスできることを確保しなければならない。効果的な救済措置に対する権利は、自由権規約第 2 条第 3 項を含む、広く批准された複数の国際人権条約で規定されている¹¹⁸。これは 1961 年条約第 8 条第 4 項を補完するものであり、裁判所又は他の独立の機関による公正な審理を受ける権利には、個人が 1961 年条約及び適用される国際人権法と一致しないやり方で国籍を喪失し又は剥奪された場合の、効果的な救済措置が含まれるべきである。

107. 国は、救済措置を求めるいかなる者に対しても、当該救済について適当な機関による決定を受ける権利が認められること及び「救済措置が与えられる場合に……〔当該〕機関によって執行されること」を確保すること¹¹⁹により、違法な国籍喪失・剥奪について効果的な救済措置を受ける権利を確保することができる。国はまた、国籍を恣意的に剥奪された者が効果的な救済措置に実際的にアクセスできること¹²⁰並びに当該救済措置の一環として国籍の回復及び補償が行われること¹²¹も確保するべきである。国は、国籍の恣意的剥奪に対する救済措置としての国籍回復が自動的に行われること（当該回復に剥奪の時点までの遡及効を認めることが望ましい）を確保するよう奨励される¹²²。効果的な救済を得る

¹¹⁸自由権規約第 2 条第 3 項は、規約に掲げられた権利が侵害された場合に、個人は効果的な救済措置にアクセスできなければならないと定めている。自由権規約第 24 条第 3 項は国籍に対する権利に関連しているため、このことは国籍に対する権利にも適用される。*Case of Expelled Dominicans and Haitians v Dominican Republic*, 28 August 2014, Inter-American Court of Human Rights, Series C No. 282, para. 444 も参照（「国籍に対する権利を保護する国家の義務に関して裁定する中で、米州人権裁判所は、『危害を引き起こしたいかなる国際的義務の違反にも十分な賠償を行う義務が伴うのであり、……これは……国家責任に関する現代国際法の基本的原則の 1 つを構成する慣習法上の規範を反映するものである』と表明してきた」）。

¹¹⁹市民的及び政治的権利に関する国際規約（999 UNTS 171、自由権規約）第 2 条第 3 項。児童の権利に関する条約（1577 UNTS 3）第 8 条第 2 項（「締約国は、児童がその身元関係事項の一部又は全部を不法に奪われた場合には、その身元関係事項を速やかに回復するため、適当な援助及び保護を与える」）。

¹²⁰ 国籍の回復に関わって相当の遅延又は実際の困難を生じさせる行政的又は金銭的障害は、効果的な救済措置に対する権利の縮小につながる可能性が高い。このような障害としては、申請手続きに関する情報がないこと及び手数料が申請をためらわせるほどに高いことなどが考えられる。

¹²¹ 例えば、*Case of Expelled Dominicans and Haitians v Dominican Republic*, 28 August 2014, Inter-American Court of Human Rights, Series C No. 282, paras. 479-482; Human Rights Council Resolution 7/10, 27 March 2008; Human Rights Council Resolution 10/13, 26 March 2009; and UN Counter-Terrorism Implementation Task Force, *Guidance to States on human rights-compliant responses to the threat posed by foreign fighters*, 2018, <https://www.un.org/sc/ctc/wp-content/uploads/2018/08/Human-Rights-Responses-to-Foreign-Fighters-webfinal.pdf>, p. 23 参照。

¹²² 例えば、*Case of Expelled Dominicans and Haitians v Dominican Republic*, 28 August 2014, Inter-

ために身元の証明が必要な場合、国籍喪失・剥奪によって個人がそのような証拠を提示しにくくなっている可能性があるため、国は柔軟な証拠規則を採用するべきである。例えば、身分証明書類に代えて、証人による証言又は他の書証への依拠を認めることもできよう¹²³。

108. 国籍の喪失・剥奪が国内社会の特定の集団に対する過去の迫害と関連している場合、国は、当該集団に属する個人が国籍を再取得できるようにするための、簡素で非裁量的な申請手続きを実施するよう奨励される。

C. 国際人権法における他の関連の規定

109. 差別の禁止、ノン・ルフールマン、拷問の禁止、自国を離れる権利、自国に入国する権利並びに私生活及び家族生活に対する権利についての国際人権法は、国籍の喪失・剥奪が認められるかどうかに関連性を有する。国家は、国籍喪失・剥奪のあらゆる事案で、国際慣習法上の義務及び自国が拘束される関連の条約の規定であってこれらの原則に関連するものを遵守しなければならない。

110. 差別の禁止の原則は、広く批准された多数の国際人権条約に掲げられている（自由権規約第 26 条、児童の権利条約第 2 条、女子差別撤廃条約第 9 条及び人種差別撤廃条約第 5 条等）¹²⁴。これらの規定は 1961 年条約第 9 条を補完するものである。

111. 各国は、国籍喪失・剥奪の実際上の効果が、国籍喪失・剥奪に関する法律及び政策並びに実務によって特定の集団（例えば民族的又は宗教的マイノリティ）が不均衡な影響を受けるものとならないようにするための措置をとるべきである¹²⁵。特定の集団に対するこのような差別的効果は、当該国の法律に無国籍を防止するための強力な保障措置が掲げられている場合でさえ、存在する場合がある。

112. 1961 年条約第 5～8 条は単独国籍者と二重国籍者を区別しており、ある者が他の国の国籍を保持しており又は取得できるか否かによって、異なる基準が適用される。このことは、締約国の国籍の喪失又は剥奪によってある者が無国籍となるか否かの判断に関連す

American Court of Human Rights, Series C No. 282, para. 469 参照。

¹²³ 例えば、Human Rights Council, *Human rights and arbitrary deprivation of nationality: Report of the Secretary-General*, 14 December 2009, A/HRC/13/34, para. 12; and Human Rights Council, *Human rights and arbitrary deprivation of nationality: Report of the Secretary-General*, 26 January 2009, A/HRC/10/34, para. 59 参照。

¹²⁴ International Law Commission, *Draft Articles on Nationality of Natural Persons in relation to the Succession of States with commentaries*, Yearbook of the International Law Commission, 1999 Vol. II (Part Two), <https://www.refworld.org/docid/4512b6dd4.html>, Article 15. 国籍に関する欧州条約（欧州国籍条約）（1997 ETS 166）第 5 条第 1 項。

¹²⁵ 例えば、*Hoti v Croatia*, European Court of Human Rights, App. no. 63311/14, 26 April 2018, para. 106; *Case of Expelled Dominicans and Haitians v Dominican Republic*, 28 August 2014, Inter-American Court of Human Rights, Series C No. 282, paras. 263-264 参照。また、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（660 UNTS 195）第 5 条(d)(iii)も参照（「[条約が] 定める基本的義務に従い、締約国は、特に次の権利の享有に当たり、あらゆる形態の人種差別を禁止し及び撤廃すること並びに人種、皮膚の色又は民族的若しくは種族的出身による差別なしに、すべての者が法律の前に平等であること（とりわけ国籍への権利…を享有すること）を保障することを約束する。」）。

る。また、出生によって国民になった者と帰化によって国民になった者に適用される基準にも違いがある。望ましい実践のあり方として、出生によって国民になった者と帰化した市民の取扱いの不平等は、帰化した市民が出生によって国民になった者と不平等な形で国籍の喪失又は剥奪の対象とされ得る期間が限定的に定められることを確保することにより、最小限に抑えられるべきである¹²⁶。例えば、帰化した市民は、帰化によって国籍を取得した日から定められた限定的な期間（例えば 1 年）を経た後は、国籍の喪失・剥奪に関して、出生によって国籍を取得した国民と異なる規則の適用対象とされるべきではない。また、帰化した市民の多くが民族的マイノリティ集団出身である可能性が高いことに鑑み、締約国は、出生により市民となった者よりも帰化した市民を国籍喪失・剥奪の対象とされやすくしている法律及び実務に関して、慎重な姿勢をとるべきである。

113. 国籍喪失・剥奪の結果として当該個人が他国に送還される場合、ノン・ルフールマンの原則違反となる可能性がある。ノン・ルフールマンの原則が最も顕著な形で表明されているのは難民の地位に関する 1951 年の条約（難民条約）第 33 条であり、これは国際慣習法上の規範として認められてきた¹²⁷。ノン・ルフールマンの原則により、国家は、いかなる方法によっても、難民をその生命又は自由が脅威にさらされるおそれのある領域に追放し又は送還することを禁じられている。ノン・ルフールマンの義務は国際的及び地域的人権法文書にも掲げられている¹²⁸。拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰に関する条約（拷問禁止条約）第 3 条は、ある者に対する拷問が行われるおそれがあると信ずるに足りる実質的な根拠がある他の国に当該者を追放し、送還し又は引き渡すことを禁じている。強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約第 16 条は、同様の文言で、強制失踪の対象とされるおそれがある国への送還を禁じている¹²⁹。さらに、ある者を他国に移送すれば当該者が深刻な人権侵害（特に生命の恣意的剥奪又は拷問若しくは他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取り扱い若しくは刑罰）にさらされることになる場合、国家はそのような移送を行ってはならないことも、一般的に受

¹²⁶ 例えば、Human Rights Council, *Human rights and arbitrary deprivation of nationality: Report of the Secretary-General*, 19 December 2013, A/HRC/25/28, para. 6 参照。

¹²⁷ Declaration of States Parties to the 1951 Convention and/or its 1967 Protocol relating to the Status of Refugees, 16 January 2002, HCR/MMSP/2001/09, www.unhcr.org/refworld/docid/3d60f5557.html, para. 4.

¹²⁸ UNHCR, *Advisory Opinion on the Extraterritorial Application of Non-Refoulement Obligations under the 1951 Convention relating to the Status of Refugees and its 1967 Protocol*, 26 January 2007, www.refworld.org/docid/45f17a1a4.html. この助言的意見では、市民的及び政治的権利に関する国際規約（999 UNTS 171）第 6 条及び第 7 条、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰に関する条約（1465 UNTS 85）第 3 条、米州人権条約（米州人権専門家会議において採択、1969 年 11 月 22 日）第 22 条第 8 項、人及び人民の権利に関するアフリカ憲章（1981 年 6 月 27 日採択・1986 年 10 月 21 日発効、(1982) 21 ILM 58）第 5 条、欧州人権条約第 2 条及び第 3 条並びに欧州連合基本権憲章（2000/C 364/01）第 19 条第 2 項を含むさまざまな人権法文書が参照されている。

¹²⁹ 地域人権条約でも、多数の規定にノン・ルフールマンの原則が定められている。例えば、米州人権条約（米州人権専門家会議において採択、1969 年 11 月 22 日）第 22 条第 8 項、拷問の防止及び処罰に関する米州条約（OAS Treaty Series No. 67）第 13 条第 4 項、欧州連合基本権憲章（2000/C 364/01）第 19 条第 2 項、アラブ人権憲章（1994 年 9 月 15 日）第 28 条及び人身取引対策に関する欧州条約（CETS 197）第 40 条第 4 項参照。

け入れられている¹³⁰。

114. 国家が、ある者の国籍を剥奪した上で、当該者に対し、出国（犯罪人引渡し又は追放によるものを含む）と、生命を脅かされるおそれにはさらされ又は拷問若しくは他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取り扱い若しくは刑罰に相当する取り扱いを受ける可能性がある領域への帰還を強制する場合、そのような国家の行動はノン・ルフールマンの義務に一致しない可能性が非常に高い¹³¹。国家はまた、ある者を他の国に移送した場合に、当該者が前文で述べた深刻な危害の対象とされる国にさらに又はあらためて送還されるおそれがある時は、そのような国への送還も行うべきではない¹³²。

115. 国籍喪失・剥奪の結果として個人が拘禁される場合（出入国管理法の執行を目的とするものおよび軍事拘禁との関係で行われるものを含む）、当該拘禁は恣意的であってはならない。恣意的拘禁には、拘禁期間の監督又は再審査が行われない状況も含まれる。このような状況は、場合によって拷問又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取り扱い若しくは刑罰に該当することがある¹³³。

¹³⁰ 例えば、自由権規約第6条及び第7条；UN Human Rights Committee, *General Comment No. 36 (2018) on article 6 of the International Covenant on Civil and Political Rights, on the right to life*, 30 October 2018, CCPR/C/GC/36, para. 31; and UN Human Rights Committee, *CCPR General Comment No. 20: Article 7 (Prohibition of Torture, or Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment)*, 10 March 1992, para. 9; and UN Committee Against Torture, *General Comment No. 4 (2017) on the implementation of article 3 of the Convention in the context of article 22*, 4 September 2018, CAT/C/GC/4, para. 26 参照。

¹³¹ 例えば、Human Rights Council, *Report of the Working Group on Arbitrary Detention*, 24 December 2012, A/HRC/22/44, para. 38 参照。自由が恣意的に剥奪された事案の受理及び検討を特に任務とする恣意的拘禁に関する作業部会は、特に「自由の剥奪を正当化するいかなる法的根拠も援用できないことが明らかな場合」及び「世界人権宣言及び当該国が受け入れている関連の国際文書に掲げられた、公正な裁判を受ける権利に関わる国際的規範の全面的又は部分的な不遵守があまりにも重大であるために当該自由の剥奪に恣意的性質が生じる場合」に、「国際慣習法に基づいて自由の剥奪の事案を恣意的と判断する」としている。

¹³² *T.I. v United Kingdom*, European Court of Human Rights, App. no. 43844/98, 7 March 2000, p. 14（「通常、『安全な第三国』ですでに庇護申請を棄却された者が、当該第三国に帰還した際に効果的な法的救済を得られることはない。このような状況における間接的送還は、ノン・ルフールマンの原則の違反となり得る。従って、いかなる庇護希望者も、その事案において得られる保証（例えば、当該者が再入国を認められ、ノン・ルフールマンの原則に反する送還から効果的に保護され、庇護を求めかつ享受する可能性があり、かつ受け入れられた国際基準に従って取り扱われる旨の保証）について信頼に足る評価を実施することなく、第三国に送還されるべきではない」）。また、*Abdolkhani and Karimnia v Turkey*, European Court of Human Rights, App. no. 30471/08, 22 September 2009, para. 88 も参照（「裁判所は、これとの関係で、中継国への外国人の間接的送還は、追放を行う締約国の、当該外国人が追放決定の結果として〔欧州人権条約〕第3条に反する取り扱いにさらされないことを確保する責任に影響を及ぼすものではないことを、あらためて指摘する」）。

¹³³ このことは、個人が国籍喪失・剥奪の結果としてある国に居住する権利を有さなくなり、しかし他の国の国籍又は（合法的な）居住地もないことから無期限に拘禁される場合に、特に関連性を有する。*Anudo Ochieng Anudo v Republic of Tanzania*, African Court on Human and Peoples' Rights, Application No. 012/2015, 22 March 2018, <https://www.refworld.org/cases.AfCHPR.5d7bb4784.html>, paras. 118, 120-121 参照。人及び人民の権利に関するアフリカ裁判所は、市民的及び政治的権利（日本語注：原文では「経済的及び文化的権利」となっているが修正）に関する国際規約第9条第1項に基づく身体の自由及び安全についての権利並びに恣意的逮捕及び拘禁からの保護についての権利の侵害が、国籍の恣意的剥奪の結果として生じたと述べている。当該個人は、国籍を恣意的に剥奪され、追放先の国に合法的

116. 国籍を取り消された者が当該喪失・剥奪の結果として人権を侵害されると信ずるに足る実質的理由がある場合¹³⁴、国籍の喪失・剥奪が追求される目的に比例するものであるか否かの審査の一環として、この点が考慮されなければならない。追放、送還又は引渡しが比例性を欠くか否かの検討においては、「関係する国における一貫した形態の重大な、明らかな又は大規模な人権侵害の存在」¹³⁵が考慮されるべきである。

117. 国家はまた、ある者が他国に送還された場合に恣意的拘禁の対象とされる可能性の有無も考慮しなければならない。国籍喪失・剥奪の結果として個人が拘禁される場合（出入国管理法の執行を目的とするものおよび軍事拘禁との関係で行われるものを含む）、当該拘禁は恣意的であってはならない。恣意的拘禁には、拘禁期間の監督又は再審査が行われない状況も含まれる。このような状況は、場合によって拷問又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取り扱い若しくは刑罰に該当することがある¹³⁶。このことは、個人が国籍喪失・剥奪の結果としてある国に居住する権利を有さなくなり、しかし他の国の国籍又は（合法的な）居住地もないことから無期限に拘禁される場合に、特に関連性を有する¹³⁷。

118. 国家は、個人の国籍を剥奪し、かつ当該個人が自国の領域に居住する許可も取り消すすべての事案で、他の国が当該者の入国を認め、かつ国際人権法に一致した保護を提供することに公式に合意していることを確保するべきである¹³⁸。このような公式の合意がない場合、当該個人を他の国に移送し又は送還するまでの間、恣意的拘禁が長期にわたって行われることのような、さらなる人権侵害を引き起こすことにつながる大きなおそれが生ずる¹³⁹。

に居住することもできないことが明らかになった後、拘禁され続けていた。また、Human Rights Council, *Report of the Special Rapporteur on torture and other cruel, inhuman or degrading treatment or punishment*, 26 February 2018, A/HRC/37/50, para. 27 も参照（「自由権規約委員会は、『……拘禁が恣意的であること、その期間が長期及び/又は無期限であること、〔被拘禁者に対する〕情報提供及び手続的権利の保障が行われないこと並びに拘禁環境が困難であることが組み合わさると、被拘禁者に対して累積的に深刻な心理的危害を及ぼすことにつながり、規約第7条に反する取り扱いとみなされる』という判断を繰り返し行ってきた」）。

¹³⁴ 例えば、*Agiza v Sweden*, Communication no. 233/2003, UN Committee against Torture, 20 May 2005, CAT/C/34/D/233/2003, paras. 13.2-13.5 参照。

¹³⁵ 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰に関する条約（1465 UNTS 85）第3条第2項。強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約（2716 UNTS 3）第16条第2項。

¹³⁶ 例えば、Human Rights Council, *Report of the Special Rapporteur on torture and other cruel, inhuman or degrading treatment or punishment*, 26 February 2018, A/HRC/37/50, paras. 26-29 参照。

¹³⁷ 例えば、Human Rights Council, *Report of the Working Group on Arbitrary Detention*, 24 December 2012, A/HRC/22/44 参照。

¹³⁸ UNHCR, *UNHCR intervention before the Supreme Court of Canada in the case of Manickavasagam Suresh (Appellant) and the Minister of Citizenship and Immigration, the Attorney General of Canada (Respondents)*, 8 March 2001, <https://www.refworld.org/docid/3e71bbe24.html>, paras. 52 and 78.

¹³⁹ 例えば、*Agiza v Sweden*, Communication no. 233/2003, UN Committee against Torture, 20 May 2005, CAT/C/34/D/233/2003, para. 13.4 参照。

119. 自国に入国する権利は、世界人権宣言第 13 条、自由権規約第 12 条第 4 項¹⁴⁰、並びに、人種差別撤廃条約(第 5 条(d)(ii))、児童の権利条約 (第 10 条第 2 項)、移住労働者権利条約 (第 8 条) 及び障害者権利条約 (第 18 条(e-d)) を含む他のさまざまな国際条約及び地域条約¹⁴¹に掲げられている。自国から離れる権利 (世界人権宣言第 13 条) は正式な意味での国籍国に限定されるものではなく、また自国をいったん離れた後に帰る権利により、「国外で出生した者に対して当該国に初めて来る資格が認められる場合もある (例えばその国が当該者の国籍国である場合)」¹⁴²。この権利はまた、国家との特別な紐帯を理由として単なる外国人とみなすことのできない個人に対し、入国の権利、従って在留の権利を保障するものでもある¹⁴³。これには例えば、ある国に長く定住している無国籍者及び国際法に違反して国籍を剥奪された者が含まれる¹⁴⁴。

120. ある国の国民である者が国外にいる場合、当該国は、その者の国籍を恣意的に剥奪することによって自国の領域への帰還を妨げるべきではない¹⁴⁵。国籍の喪失・剥奪とともに個人の旅券又は他の身分証明書類が失効する場合でも、国家は、自国への入国の拒否が恣意的でないかどうかを検討しなければならない¹⁴⁶ (当該入国拒否が法律で定められており、かつ正当な目的にとって比例性を有するか否かの検討を含む)¹⁴⁷。渡航禁止が課される場合、当事者に対し、禁止が比例性を欠いた措置だと考える場合に実効的に異議を申し立てられるよう、あらゆる必要な情報が提供されるべきである¹⁴⁸。

121. 国家は、国外渡航の制限を目的とする措置 (例えばテロリズムを目的とする国外渡航の制限) を課すことができ、従って自国を離れる権利を制限することができる。ただし、比例性の基準が満たされており、さらにこの問題に関する安全保障理事会の決定に合致し

¹⁴⁰ ICCPR 第 12 条の規定 (自国を離れる権利を含む) は、法律に定めがある場合、国の安全又は公の秩序を理由とするものを含む第 12 条第 3 項上の制限に服する場合がある。ただし、「何人も、自国に戻る権利を恣意的に奪われない」と定める第 12 条第 4 項には、これは適用されない。

¹⁴¹ 人の権利及び義務に関する米州宣言 (AG/RES. 1591 (XXVIII-O/98)、第 9 回米州諸国会議 (1948 年) において採択、Basic Documents Pertaining to Human Rights in the Inter-American System OEA/Ser L V/II.82 Doc 6 Rev 1 at 17 (1992) に採録) 第 8 条。人及び人民の権利に関するアフリカ憲章 (1981 年 6 月 27 日採択・1986 年 10 月 21 日発効、(1982) 21 ILM 58) 第 12 条。欧州人権条約第 4 議定書第 6 条。

¹⁴² 例えば、Human Rights Committee, *General Comment No. 27 (Freedom of Movement)*, 2 November 1999, CCPR/C/21/Rev.1/Add.9, paras. 19-20 参照。

¹⁴³ *ibid.*

¹⁴⁴ UNHCR Handbook on Protection of Stateless Persons 2014, para. 142.

¹⁴⁵ 例えば、Human Rights Committee, *General Comment No. 27 (Freedom of Movement)*, 2 November 1999, CCPR/C/21/Rev.1/Add.9, para. 21 参照。

¹⁴⁶ ICCPR 第 12 条第 4 項: 「何人も、自国に戻る権利を恣意的に奪われない」。

¹⁴⁷ UNSC Res. 2178, 24 September 2014, para. 2. UNSC Res. 2396, 21 December 2017, para. 2. この 2 つの決議は、実効的な国境管理並びに身分証明書及び旅行書類の発給管理等を通じて外国人テロ戦闘員の国家間の移動を防止するよう、各国に求めるものである。

¹⁴⁸ UN Counter-Terrorism Implementation Task Force, *Guidance to States on human rights-compliant responses to the threat posed by foreign fighters*, 2018, <https://www.un.org/sc/ctc/wp-content/uploads/2018/08/HumanRights-Responses-to-Foreign-Fighters-web-final.pdf>, p. 17.

ていることが条件とされる¹⁴⁹。

122. 世界人権宣言は、第 12 条で「何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され……ない」、第 16 条第 3 項で「家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する」と定めている。とりわけ、各国は、広く批准された複数の条約（自由権規約第 17 条第 1 項及び第 23 条、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約第 10 条、児童の権利条約第 16 条、障害者権利条約第 23 条並びに移住労働者権利条約第 44 条を含む）に基づき、私生活及び家族生活の保護に関わる具体的義務を負っている。欧州人権条約（第 8 条）等の地域文書でも私生活及び家族生活に対する権利が定められている。

123. 国籍喪失・剥奪が国家の正当な目的を達成するための比例的措置であるか否かを国家が審査するにあたっては、私生活及び家族生活に対する権利への干渉についても考慮されるべきである¹⁵⁰。これには、個人の親の婚姻上の地位を理由として、当該個人にそもそも国籍が付与されない事案も含まれる¹⁵¹。国籍喪失・剥奪の結果、ある者又は家族が居住国を離れなければならない場合又は居住国に帰れない場合にも、当該個人に対して重大な影響（家族が離れ離れになることの影響を含む）が生じ得るため、私生活及び家族生活に対する権利の侵害となる可能性がある¹⁵²。

¹⁴⁹ 例えば、Human Rights Committee, *General Comment No. 27 (Freedom of Movement)*, 2 November 1999, CCPR/C/21/Rev.1/Add.9, para. 14 参照。

¹⁵⁰ *Hoti v Croatia*, European Court of Human Rights, App. no. 63311/14, 26 April 2018, para. 122（「……裁判所は、ある国に居住する権利を制限する措置が当該個人の私生活若しくは家族生活又はその両方に比例性を欠いた影響をもたらす時は、場合により、当該措置が条約第 8 条違反となる可能性があることをあらためて指摘する。……さらに、裁判所は、本件事案のようないくつかの事案において、〔欧州人権条約〕第 8 条には申立人の私生活及び/又は家族生活の効果的享受を確保する積極的義務を伴う場合がある旨、判示してきた」）。また、*Slivenko v Latvia*, European Court of Human Rights, App. no. 4832/199, 9 October 2003, para. 122 も参照（「裁判所は、国の安全のために退去強制が必要であるという一般的認定に基づいて外国軍部隊及びその家族の撤退を求める本件制度のような制度が、それ自体、〔欧州人権条約〕第 8 条に反するとみなすことはできないと考える。ただし、国内法によって退去強制の免除対象とならない者の個々の事情を考慮する可能性のないままそのような制度を適用することは、裁判所の見解では、同条の要件と両立しない。個人及びコミュニティの利益競合に関して公正な均衡を図るため、ある者の退去強制は、追求される正当な目的に照らして当該措置が比例性を欠く場合、執行されるべきではない。本件事案においては、問題は、申立人らの具体的状況が、元外国軍士官との家族的紐帯に基づいて生ずる、国の安全に対するいずれかの危険を凌駕するようなものであるか否かということである」）。

¹⁵¹ 例えば、*Genovese v Malta*, European Court of Human Rights, App. no. 53124/09, 11 October 2011, paras. 29-30 参照。

¹⁵² *Slivenko v Latvia*, European Court of Human Rights, App. no. 4832/199, 9 October 2003, para. 96（「本件事案の事実関係については、第 1 申立人はわずか生後 1 か月であった 1959 年にラトビアに到着した。同人は、40 歳になる 1999 年までラトビアに住み続けた。同人は同国の学校に通い、就職し、婚姻した。第 2 申立人である同人の娘は 1981 年にラトビアで出生し、18 歳になるまで同国で暮らしていたところ、中等教育を修了したばかりの時点で母とともに国を離れることを強制された。……ラトビアで滞在することの合法性に関する手続きがうまくいかなかった結果、申立人らが自己の意思に反してラトビアを離れたことには争いが無い。このようにして、申立人らは、すべての人間の私生活を構成する個人的、社会的及び経済的関係のネットワークを出生時から途切れることなく発展させてきた国から、退去を強制されたのである。さらに、退去強制の結果、申立人らはリガで暮らしてきたフラット式住居

も失った。……このような事情を踏まえ、裁判所は、ラトビアからの申立人らの退去強制は〔欧州人権条約〕第8条第1項にいう意味における申立人らの『私生活』及び『住居』への干渉に当たると認定せざるを得ない〕。